





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号 外(第12号)

■ 目 次

	ペーシ
訓	· · · · ·
○群馬県公文書管理規程(総務事務管理課)	2
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
〇群馬県選挙管理委員会公文書管理規程	4 1
○群馬県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	4 1
人 事 委 員 会 訓 令	
○群馬県人事委員会公文書管理規程	4 1
監査 委員 訓令	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	4 3
労働委員会訓令	4.0
○群馬県労働委員会公文書管理規程	4 3
収 用 委 員 会 告 示	
○群馬県収用委員会公文書管理規程	4 5
内水面漁場管理委員会告示	
○群馬県内水面漁場管理委員会公文書管理規程	4 6
A #4 65 TO 48 10	
企業管理規程 ○群馬県企業局公文書管理規程(経営戦略課)	4 7
病院管理規程	5.0
○群馬県病院局公文書管理規程(総務課)	5 0
議 会 訓 令	
○群馬県議会公文書管理規程(総務課)	5 3
○群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令(同)	5 7

訓

令

群馬県訓令甲第四号

群馬県公文書管理規程を次のように定める。

和三年三月三十一日

群馬県公文書管理規程

管理体制 (第三条—第六条)

総則

(第一条・第二条)

第四章 第三章 文書の受領、 配布及び収受(第七条― 第十三条

第五章 第六章 公文書の回議、決裁及び供覧(第二十三条—第三十条)文書の作成(第十四条—第二十二条)

第七章 公文書の整理 (第三十五条—第三十八条)公文書の施行及び登録 (第三十一条—第三十四条)

第九章 第八章 簿冊管理簿(第四十六条・第四十七条) 公文書の保存(第三十九条―第四十五条)

第十章 - 点検及び監査並びに管理状況の報告等(第五十一条—第五十三条)移管、廃棄又は保存期間の延長(第四十八条—第五十条)

第十二章 第十一章 研修 (第五十四条・第五十五条)

第十四章 第十三章 補則(第五十八条―第六十一条) 県庁における文書の送受(第五十六条・第五十七条)

附則

第一章

第一条 文書の管理について必要な事項を定めるものとする。 五号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定に基づき、 この訓令は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十 知事部局における公

(用語の意義)

第二条 この訓令において、 ろによる。 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ

組織規則」という。)第四条に規定する県庁をいう。 県庁 群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号。

以下

行

五四三

の二に規定する専門機関をいう。 地域機関等 行政組織規則第五条に規定する地域機関及び行政組織規則第 五条

行政組織規則第七条に規定する部及び行政組織規則第九条第一項に規定

群馬県知事 Ш 本

太

専門機関 児機関 庁

八七六五

兀

局 行政組織規則第八条第三項に規定するスポーツ

局、

森林局及び戦略セ

課 行政組織規則第八条及び第九条に規定する課をいう。

行政組織規則第二十条に規定する機関をいう。

する会計局をいう。

ス局をいう。

前項に規定するもののほか、この訓令において使用する用語は、条例で-一 主管課 行政組織規則第十二条に規定する課をいう。- 主務所 行政組織規則第三章に応じて当該事務を所掌する所をいう。元 主務課 行政組織規則第二章に応じて当該事務を所掌する課をいう。

を

係、課又は所の係及び課の室並びにこれらに相当するものをいう。

条例で使用する

用語の例による。

2

総務事務管理課長の職責) 第二章 管理体制

第三条 総務事務管理課長は、 ける公文書管理事務を総括する。 県庁及び地域機関等(以下「県庁等」という。)

2 (以下「課・所長」という。)に対し、指導を行うことができる。の取扱状況を随時調査し、必要に応じて課及び所(以下「課・所」という。)の 総務事務管理課長は、公文書管理事務を適正かつ円滑に行うため、県庁等の文 長

(課・所長の職責)

のなけれる公文書の!

(文書主任及び文書事務担当者)

第五条 課・所に文書主任及び文書事務担当者を置く。

文書主任は、課・所長が所属職員のうちから指定する。

2

文書事務担当者は、課・所長が所属職員のうちから指定する

公文書の処理の促進及び改善に関すること。 公文書の審査に関すること。

公文書の登録、整理、保管、保存及び廃棄に関すること

第三十五条第一項に規定する文書ファイル基準表の作成に関すること

事務を除く。)に関すること。 前各号に掲げるもののほか、文書の取扱い(次項に規定する文書事務担当者

5 を行うほか、 文書事務担当者は、当該課・所における文書の収受、 文書主任の事務を補助するものとする。 配 布及び発送に関する事務

(職員の責務)

書主任及び文書事務担当者の指示に従い、公文書を適正に作成し、及び管理しなけ六条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令、規則等並びに課・所長、文 文書の受領、 配布及び収受

し、課に直接到着した文書は、当該課において受領するものとする。7七条 県庁に到着した文書は、総務事務管理課において受領するものとする。

3 いう。)において受領するものとする。 地域機関等に到着した文書は、文書主務所(当該文書に係る事務を所掌する所

務所長」という。)が公務に関するものであると認めるものに限り、未納又は不足の郵便料金の未納又は不足の文書は、総務事務管理課長又は主務所の長(以下「主

ものについては、総務事務管理課又は主務所において、特別扱い文書票(別記様式・前三項(第一項ただし書を除く。)の規定により受領した文書のうち次に掲げる 第一号)に所要事項を記入するものとする。 の郵便料金を支払って受領することができる。

による文書 特別送達、 交付記録及び特定記録とされた郵便

二 電報による文書

理課が次に掲げるところにより当該文書に係る事務を所掌する主務課に配布するも八条 総務事務管理課において受領した文書(親展文書を除く。)は、総務事務管 のとする。

しないものは、この限りでない。下同じ。)以上の職宛ての封書その他の当該封書を開封しなければ主務課が判明下同じ。)以上の職宛ての封書その他の当該封書を開封しなければ主務課が判明封書は、開封しない。ただし、県、部局及び局並びに局長(局の長をいう。以

債権証書その他の権利を証する証書が添えられているときは、 債権証書その他の権利を証する証書が添えられているときは、特別扱い文書票を(前号ただし書の規定により開封した場合において、文書に現金又は有価証券、

扱い文書票の所定欄に当該主務課の職員の受領印を徴する。 前条第四項又は前号の規定により特別扱い文書票を起票した文書は、 当該特別

該各号に定める課に開封しないで配布するものとする。 総務事務管理課において受領した親展文書は、次の各号に掲げる区分に従い、 当

知事又は副知事宛てのもの 秘書課

会計管理者又は会計局長宛てのもの 会計管理課

てのものはデジタルトランスフォーメーション課、危機管理監宛てのものは危機同じ。)宛てのもの 当該主管課(デジタルトランスフォーメーション推進監宛 ョン推進監及び危機管理監をいう。以下同じ。)又は副部長(技監を含む。以下 部長(行政組織規則第七条に規定する部の長、デジタルトランスフォーメーシ 課、技監宛てのものは当該主務課)

スポーツ局長宛てのものはスポーツ振興課、 森林局長宛ての

> 前各号に掲げる者以外の者宛てのもの のは林政課、戦略セールス局長宛てのものは観光魅力創出 当該名宛人の所属する課

3 二以上の課の所掌する事務に係る文書は、総務事務管理課長が必要に応じ主務課 る。 の長(以下「主務課長」という。)と協議の上、そのいずれかに配布するものとす 五.

(収受)

第九条 により配布を受けた文書は、 ればならない。 第七条第一項ただし書若しくは第二項の規定により受領し、 文書事務担当者が次に掲げるところにより収受しなけ

きる。 ただし、刊行物、ポスター、挨拶状等は、文書収受印の押印を省略することがで文書(親展文書を除く。)の余白に文書収受印(別記様式第二号)を押印する。

二 親展文書は、 封筒に文書収受印を押印する。

(返付)

第十条 課において受領し、又は配布を受けた文書のうち、当該課の所管に属さない (総務事務システムを使用して受信した公文書の収受) ものは、前条の規定にかかわらず、直ちに総務事務管理課に返付するものとする。

第十一条 総務事務システムを使用して受信し、収受登録した公文書は、 定により収受した公文書とみなす。 第九条の

第十二条 総務事務システムを使用して受信した公文書のうち当該課・所の(総務事務システムを使用して受信した公文書の転送) さないものは、直ちに所管する課・所に当該公文書を転送するものとする。

みなされた公文書を含む。)は、文書事務担当者が当該文書に係る事務を担当する第十三条 第九条の規定により収受した文書(第十一条の規定により収受したものと (係長等への配布及び事前閲覧)

ものとする。 係の長又は係を置かない課・所にあっては、主務者(当該事務を担当する職員をい う。以下同じ。) に配布するものとする。 ただし、親展文書は、 名宛人に配布する

2 ものとする。
所長又は文書主任の閲覧に供し、その取扱い、が順の規定により配布を受けた文書のうち、 処理等について必要な指示を受ける特に必要と認められる文書は、課・

第四章

(文書作成の原則)

第十四条 主務者は、課・所長の指示に従い、条例第四条の規定に基づき、条例第 う、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、 びに県庁等の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよ条の目的の達成に資するため、県庁等における経緯も含めた意思決定に至る過程並

業務に係る政策立案、 糸務に係る政策立案、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録前項の規定に基づき、県庁等内部の打合せ又は県庁等外部の者との折衝等を含め、

ついて原則として複数の職員が確認するものとする。 については、文書を作成するものとし、文書の正確性を確保するため、 その内容に

易かつ簡明な表現を用いて作成しなければならない。 和六十一年内閣告示第一号)、送り仮名の付け方(昭和四十八年内閣告示第二号) 公用文における漢字使用等について(平成二十二年内閣訓令第一号)等により、 文書は、常用漢字表(平成二十二年内閣告示第二号)、現代仮名遣い (昭 平

2

2 務事務システムの電子掲示板等を活用して、職員の利用に供するものとする。 文書の作成に当たっては、反復利用が可能な様式、資料等の情報については、 総

3 判」という。)の規格を原則とする。 文書の作成の際に使用する用紙の規格は、日本産業規格A列四番(以下「A四

理の案として作成する文書をいう。以下同じ。)によって行うものとする。に規定する決裁責任者をいう。以下同じ。)の決裁は、起案文書(主務者が事務処第十六条 決裁責任者(群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)第三条 (起案)

第十七条 起案は、総務事務システムを用いて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総務事務システムにより起案をすることが困難な場合 事項に係る起案は、簡易回議用紙 五号)を用いて行うことができる。 は、回議用紙(別記様式第三号)を用いて行うものとする。ただし、常例で軽易な (別記様式第四号) 又は軽易処理印 (別記様式第

(課・所別回議用紙)

理態様に応じて当該課・所長が定める用紙(以下「課・所別回議用紙」という。)第十八条 課・所長は、前条第二項の規定にかかわらず、課・所が所掌する事務の処 を用いて起案させることができる。

理課長に協議し、それを廃止しようとするときは総務事務管理課長に届け出なけれ2 課・所長は、課・所別回議用紙を定め、又は変更しようとするときは総務事務管 ばならない。 理課長に協議し、

第十九条 公文書の書式は、左横書きとする。 ただし、 次に掲げるもの は、 縦書きと

条例及び規則並びに規程形式の告示及び訓令

法令等の規定により縦書きと定められているもの

賞状、表彰状、感謝状、祝辞、弔辞等

(記号及び番号等) 前三号に掲げるもののほか、 総務事務管理課長が縦書きを必要と認めたも

第二十条 施行する公文書には、

さなければならない。 次に掲げるところにより、 県名、 記号又は番号を付

すること。 条例、規則、 告示及び訓令については、 県名及び次項に規定する例規番号を付

> おける簿冊番号及び番号をいう。以下同じ。)を付すること。 記号をいう。以下同じ。)及び登録番号(第三十四条に規定する文書管理台帳に 指令及び達については、県名、文書記号(別表第一に掲げる課・所ごとの文書

く。)については、文書記号及び登録番号を付すること。 その他通知、照会、回答等の公文書(書式上文書記号を要しないも のを

(施行者名等) を定め、公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなければならない。 書課が例規簿(別記様式第六号)を備えて、暦年ごとに一連番号を付して例規番号 条例、規則、告示、訓令甲及び訓令乙については総務課が、訓令丁については

第二十一条 公文書への押印を省略する場合に限り、用いることができる。係の名称は、第三十二条第二項第二号又は第三号の規定に該当することにより当該 事、部長、会計管理者、副部長、局長、会計局長、課・所長若しくは係の長の職名二十一条 施行文案の施行者名は、当該公文書の性質及び内容により、知事、副知 又は県、課・所若しくは係の名称を用いるものとする。ただし、係の長の職名及び

2 前項の規定により職名を用いる場合においては、職名のほかに当該職にある者の 氏名を記載するものとする。

必要に応じて課・所の名称、主務者の氏名、電話番号等を記載するものとする。 前二項の規定による施行者名のほか、施行文案には、受信者の便宜に資するため (起案に関する参考資料)

第二十二条 げる事項を記載し、又は添付するものとする。 起案に当たっては、処分案等本文、 起案理由等を記載するほ か 次に掲

法令その他参考となる事項

二 前号に掲げるもののほか、決裁等の判断に参考となる事項及び資料

いう。)を含んだ電磁的記録を添付してはならない。
法律第二十七号)第二条第八項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」、続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五2 前項の規定にかかわらず、総務事務システムを用いて起案を行う場合は、行政 「特定個人情報」と

第五章 公文書の回議、 決裁及び供覧

(回議及び合議)

第二十三条 起案文書は、主務課・所(主務課及び主務所をいう。以下同じ。 員の下位の職にある者から上位の職にある者に順次回議するものとする。 の

2 政策的な判断を求めるため、決裁責任者(知事、副知事、部長、副部長、 ることができる。この場合において、主務者は、当該起案文書の所定欄にその協議 の状況を記入しなければならない。 の各号に掲げる決裁責任者の区分に応じ、当該各号に定める者までの回議にとどめ は振興局長に限る。)と事前に協議し、その了承を得た事案に係る起案文書は、次

当該起案文書に係る事務を所掌する部長又は局長

部長、副部長又は局長 主務課長

起案文書が他の課・所の事務に関係を有するときは、 主務所長 当該課・所に合議しなけ

の限りでない。の限りでない。他の課・所と事前に意見を調整した上で起案した場合は、ばならない。ただし、他の課・所と事前に意見を調整した上で起案した場合は、

- の回議を経てから合議すること。 一同一の部局又は局内の他の課・所の事務に関係のある起案文書は、主務課・所

4

- こ、今後に見てられ、近い真子は、近女且成見川等人は、ちょくながちにことに見する部長)の回議を経てから合議すること。 事務の専決権者(副知事専決のものにあっては、当該起案文書に係る事務を所掌二 他の部局又は局の課・所の事務に関係のある起案文書は、当該起案文書に係る
- 当該部局及び局の他の課・所に合議した後に当該主管課に合議すること。定するところによること。この場合において、主管課に合議するものにあっては、三 合議に関する課・所の順序は、行政組織規則第八条、第九条及び第二十条に規
- 回議又は合議の対象者に対して一斉に行うことができる。 総務事務システムによる起案文書の回議又は合議は、第一項の規定にかかわらず、な職員に限ることとし、速やかに起案文書を回付するよう努めなければならない。 回議又は合議の対象者は、責任を明確にするため、事案の決定に関し必要不可欠

る。 メールその他の適切な方法によりその要旨を説明し、回議又は合議をするものとす。 課・所の長(以下「主務課・所長」という。)又は主務者等が、口頭、電話、電子第二十四条 重要で即決を要する起案文書又は特別な理由がある起案文書は、主務

(重要な起案文書等の取扱い)

(文書主任の文書審査)

第二十五条 起案文書は、文書主任の審査を受けるものとする。

できる。 規定に適合するよう、起案文書の修正又は主務者に対する必要な指示をすることが規定に適合するよう、起案文書の修正又は主務者に対する必要な指示をすることが2 文書主任は、前項に規定する審査に当たっては、第十四条から第二十二条までの

(法規審查)

ればならない。
第二十六条 次に掲げる起案文書は、別に定めるところにより、法規審査を受けなけ

- 条例及び規則に係るもの
- 規程形式の告示及び訓令に係るもの
- 法令の解釈及び運用に係るもので重要なもの
- 四 行政事件訴訟及び民事訴訟に係るもので重要なもの
- のとする。 2 前項に規定する法規審査は、主務課・所長に回議した後総務課において受けるも

(回議及び合議の方法)

- 〒5000 HF 50 で下る。 かに当該起案文書の内容を確認し、適当であると認められるときは、承認の処理を第二十七条 総務事務システムによる起案文書の回議又は合議を受けた職員は、速や
- 「書面回議」という。) 又は合議を受けた職員は、速やかに当該起案文書の内容を2 第十七条第二項又は第十八条第一項の方法による起案文書の回議(次項において

又はサインし、及びその月日を記入するものとする。確認し、適当であると認められるときは、当該起案文書の所定欄に認印を押印

- し、及び修正箇所に認印を押印し、又はサインするものとする。よる回議にあっては必要な修正内容を入力し、書面回議にあっては修正内容を記入る。起案文書の回議を受けた職員が起案文書を修正するときは、総務事務システムに
- 付するものとする。
 が書いた部長、会計管理者、副部長、局長、会計管理者、副部長、局長、会計管理者、副部長、局長、会計局長又は課・所長と協議するものとする。こ長は、当該起案文書に異議を認めたときは、当該起案文書に係る事務を所掌する部長は、当該起案文書の合議を受けた部長、会計管理者、副部長、局長、会計局長又は課・所
- ければならない。
 しくは局又は課・所に対して、その旨を通知し、又は再度回議若しくは合議をしなも又は決裁責任者の決裁を得ずに廃案となったときは、回議又は合議をした部局若5 主務者は、起案文書に重要な修正が行われる等その内容に著しい変更があったと

(決裁年月日)

日とする。

(緊急の措置)

(供覧)

高いのでは、でが、さいする。では、

案に着手する前に、あらかじめ関係者に供覧をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、起案による処理を必要とする文書にあっても、当該起

んだ電磁的記録を添付してはならない。
3 前二項において総務事務システムを用いて供覧を行う場合は、特定個人情報を含

第六章 公文書の施行及び登録

(文書日付)

付は、発送その他の送付行為を行う年月日を用いるものとする。ただし、群馬県報第三十一条 決裁文書に基づいて施行する公文書(以下「施行文書」という。)の日

に登載するものにあっては、 群馬県報の発行年月日を用いるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、公印の押印を省略することがでおに規定するところにより公印を押印しなければならない。 第三十二条 施行文書には、群馬県公印規程(昭和三十三年群馬県訓令乙第十五号)
- 公印の押印を省略することができ
- 群馬県報に登載する公文書
- 課・所相互間で発する施行文書
- 認めたもの その他主務課・所長が施行文書の性質、内容等により公印の押印を要しな いと

っては主務所が行うものとする。ただし、県庁にあっては、総務事務システムによ第三十三条 施行文書の発送は、県庁にあっては総務事務管理課が、地域機関等にあ 2 発送することが適当と認められる施行文書の発送は、主務課が行うものとする。 り送信する施行文書、内容証明とする郵便物による施行文書その他主務課において

展その他特別な取扱いを要する施行文書を除き、封筒に入れないで、又は包装しなてある行政機関等に発送することによって宛先人に到達する施行文書は、書留、親 に発送を依頼するものとする。ただし、第五十七条に規定する文書発送箱が設置しあっては、その旨を表示し、当該施行文書に係る決裁文書を添えて総務事務管理課入れ、又は包装して宛先を明記し、書留、親展その他特別な取扱いを要するものに 前項の規定により総務事務管理課が発送する施行文書は、主務課において封筒に

3 て総務事務システムにより送信してはならない。 - 第一項の規定にかかわらず、特定個人情報を含んだ電磁的記録は、いで総務事務管理課に依頼するものとする。 施行文書とし

4 記入しなければならない。 主務者は、施行文書を発送したときは、当該決裁文書の所定欄に発送の年月日

5 められる者に依頼することにより行うものとする。 使送による発送は、主務課・所の職員又は施行文書を宛先に確実に送付すると認

第三十四条 については、この限りでない。 る。ただし、第三十八条第三項の規定により定める保存期間が一年未満の完結文書 文書管理台帳(別記様式第八号)に当該公文書に係る所要事項を記録するものとす 供覧、決裁又は施行を終えた公文書(以下「完結文書」という。)は、

第七章 公文書の整理

(整理等の基準)

務事務管理課長が別に定めるところにより、文書ファイル基準表 (別記様式第九第三十五条 課・所長は、公文書を適正に整理し、保管し、及び保存するために、総 号)

を毎会計年度更新しなければならない。

かを常に把握しておかなければならない。 課・所長は、公文書が文書ファイル基準表のとおり適正に管理されているかどう

第三十六条 らない。 第三十八条の規定に従い、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければな 定めるファイル基準(以下「ファイル基準」という。)に従い、当該公文書につい て分類し、名称(起案又は供覧に係る公文書の件名をいう。)を付するとともに、 職員は、公文書を作成し、又は取得したときは、文書ファイル基準表に

2 公文書は、完結文書及び未完結文書 じ。)に区分し、整理するものとする。 (完結文書以外の公文書をいう。 以下

ことが適当なものは、暦年ごとに区分し、整理するものとする。3 完結文書は、会計年度ごとに区分し、整理するものとする。ただし、

(編冊等)

第三十七条 める文書収納ファイルをいう。)その他適切な用具(以下「ホルダー三十七条 未完結文書は、ファイル基準に従い、ホルダー(総務事務管理 う。)に収納しなければならない。 (総務事務管理課長が

2 完結文書(保存期間が一年未満のものを除く。 は、 次に掲げるところにより

冊しなければならない。

属する。 の間における前会計年度の出納経理に係る完結文書にあっては、前会計年度に帰の完結年月日によること。ただし、完結年月日が四月一日から五月三十一日まで 前号の場合において、完結文書が帰属する会計年度又は暦年は、当該完結文書 編冊は、会計年度又は暦年ごとに、ファイル基準に基づいて行うこと。

兀 名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。三 簿冊は、課・所の事務及び事業の性質、内容等に応じて分類し、分かりやす

大きさに編冊すること。 号)に所要事項を表示すること。この場合において、完結文書の一部又は全部の 大きさがA四判を超えるものでこの基準により難いときは、当該文書に合わせた 簿冊は、A四判で厚さ十センチメートルを限度とし、背表紙等 (別記様式第十

3 総務事務システムにより事務の処理が行われた公文書のうち、未完結文書にあっ五 簿冊には、当該文書管理台帳の写しを付し、完結文書の件名を表示すること。

編冊されたものとみなす。 ては第一項の規定により収納されたものと、 完結文書にあっては前項の規定により

を除き、保存期間が一年の完結文書は、編冊しないでファイル基準ごとに定めるホ4 第二項の規定にかかわらず、総務事務システムにより保管し、又は保存するもの ルダー等に収納することができる。

(保存期間)

第三十八条 年、二年又は一年とする。 完結文書の保存期間は、 長期(三十年)、十年、 Ŧi. 兀 年、

三

3 2 前項に規定する保存期間は、主務課・所長が、 アイル基準ごとに定めるものとする。 前二項の規定にかかわらず、主務課・所長は、 別表第二に掲げる基準により、 次に掲げる類型に該当する完結文

6

書について、 出版物又は公表物を編集した公文書 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等 別途、正本又は原本が管理されている公文書の写 保存期間を一年未満とすることができる。

県庁等の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答

明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった公文書

として、長期間の保存を要しないと判断される公文書 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないも

思決定過程又は事務若しくは事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となる県政が適正かつ効率的に運営され、県民に説明する責務が全うされるよう、意

なる完結文書 完結文書 重要又は異例な事項に関する情報を含む場合等合理的な跡付けや検証に必要と

5 ると実施機関が認める場合は、次の各号に掲げる場合とし、実施機関が定める保存 間の起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。 規則第六条第四項ただし書又は同条第六項ただし書の公文書の適切な管理に資 す

取得日(以下「文書作成取得日」という。)又は同条第六項の簿冊作成日(以下保存期間が一年未満の完結文書又は簿冊の場合 規則第六条第四項の文書作成 「簿冊作成日」という。)

ら一年以内の日で主務課・所長が定める日な管理に資すると主務課・所長が認める場合 な管理に資すると主務課・所長が認める場合 文書作成取得日又は簿冊作成日第六条第四項又は第六項の保存期間の起算日以外の日とすることが公文書の適 4管理に資すると主務課・所長が認める場合 文書作成取得日又は簿冊作成日か衆六条第四項又は第六項の保存期間の起算日以外の日とすることが公文書の適切 前号の規定に該当しない完結文書又は簿冊であって、保存期間の起算日を規則

(保存等の方法) 第八章 公文書の保存

第三十九条 第三十七条第一項又は第四項の規定によりホルダー等に収納した未完結 含んだものの保管又は保存については、情報漏えい等を防止するために適切な措置の場合において、これらの公文書のうち特定個人情報その他の機密性の高い情報を 年度及び前会計年度又は現年及び前年に帰属するものは、主務課・所において、 文書又は完結文書並びに同条第二項の規定により編冊した完結文書の簿冊で現会計 を講ずるものとする。 カー等に収納し、又は配架することにより保管し、又は保存するものとする。こ一度及び前会計年度又は現年及び前年に帰属するものは、主務課・所において、ロー

| 「「「「大庫」という。)において、地域機関等にあっては主務所長が指定する庫(以下「文庫」という。)において、地域機関等にあっては総務事務管理課所管の文書務課・所において保存するものを除き、県庁にあっては総務事務管理課所管の文書 第三十七条第二項の規定により編冊した完結文書の簿冊は、前項の規定により主 |庫等所定の場所(以下「書庫等」という。)において保存するものとする。

前項の規定にかかわらず、

主務課・所において業務上使用する必要のある簿冊

事務管理課長に提出するものとする。 所長は、引き続き保存する期間を記入した簿冊管理簿(別記様式第十一号)を総務 主務課・所において引き続き保存することができる。この場合において、 主務課·

保管し、又は保存されているものとみなす。 総務事務システムで保管し、又は保存されている公文書は、 主務 課・所にお いて

(引継ぎ)

め

2

第四十条 文庫における簿冊の保存は、 引継ぎを受けて行うものとする。 総務事務管理課長が主務課長から当 「該簿

(移替え) 編冊状況、数等及び簿冊管理簿について審査し、かつ、確認するものとする。行うものとする。この場合において、総務事務管理課長は、引継ぎを受ける簿冊の記入し、当該簿冊管理簿を簿冊に添えて、総務事務管理課長に引き渡すことにより 前項に規定する引継ぎは、主務課長が簿冊管理簿に引継ぎに関する所定の事

第四十一条 替えに関する所定の事項を記入して、簿冊を書庫等に移し替えることにより行うも のとする。 書庫等における簿冊の保存は、 主務所長が、簿冊管理簿に書庫等への

第四十二条 (文庫及び書庫等における保存管理) を、文庫内で保存期間別、課別及び年度別に配架して適切に保存し、及び管理する 総務事務管理課長は、第四十条第二項の規定により引継ぎを受けた簿

2 主務所長は、前条の規定により書庫等に移し替えた簿冊を、 定に準じて保存し、及び管理するものとする。 ものとする。 書庫等内で前項 の 規

3 総務事務管理課長又は主務所長は、文庫又は書庫等で保存し、 (文庫等保存文書の利用) について簿冊管理簿を整備しておかなければならない。 及び管理する簿

下「文庫等保存文書」という。)を閲覧し、又は借覧することができる。第四十三条 職員は、その在籍する課・所が文庫又は書庫等で保存する完結文書 (以

2 総務事務管理課長又は主務所長は、文庫、書庫等又は主務所に閲覧場所を設 覧簿(別記様式第十三号)(以下「保存文書閲覧簿等」という。)を備えておかな 総務事務管理課又は主務所に保存文書閲覧簿(別記様式第十二号)及び保存文書借

(職員の利用)ければならない。

第四十四条 は、当該利用が不適当であると認めるときは、これを拒むことができる。項を記入しなければならない。この場合において、総務事務管理課長又は主務所長 文庫等保存文書を利用しようとする職員は、保存文書閲覧簿等に必要事

2 文庫等保存文書の利用は、次に掲げるところにより行わなければならない。

簿冊単位で利用を行うこと。

文庫等保存文書は、簿冊から抜き取り、 取り替え、 又は訂正してはならな

借覧する場合を除き、 閲覧は、 所定の場所で行うこと

- (管理委任) 長が借覧期間の延長を承認した場合は、この限りでない。 と。ただし、 」。ただし、総務事務管理課長又は主務所長の承認を受けた場合は、この限りで借覧した文庫等保存文書は、課・所外に持ち出し、又は転貸してはならないこ は、一週間以内とすること。ただし、 総務事務管理課長又は主務

第四十五条 理簿に当該委任に係る所要事項を記入して、総務事務管理課長に提出しなければなにその管理を委任することができる。この場合において、主務課・所長は、簿冊管 うち保存期間を満了していないものについて、主務課・所長と協議の上、文書館長四十五条 総務事務管理課長は、文庫等保存文書及び主務課・所で保存する簿冊の

2 閲覧等の利用は、文書館長が別に定める手続による。 前項の規定により管理を委任した簿冊(以下「管理委任簿冊」という。 の 借覧

第九章 簿冊管理簿

(簿冊管理簿の整備及び公表)

第四十六条 主務課・所長は、 た際に、簿冊管理簿を作成し、整備しておかなければならない。四十六条 主務課・所長は、簿冊について、第三十七条第二項の規定により編冊

4

2 主務課・所長は、 のとする。 簿冊管理簿については、総務事務システムをもって調製するも

3 するとともに、総務事務管理課長に提出しなければならない。 前会計年度以前の会計年度に属するものについて、暦年ごとに編冊した簿冊にあっ主務課・所長は、簿冊管理簿のうち、会計年度を基準に編冊した簿冊にあっては ては前年以前の暦年に属するものについて、当該課・所内に備えて一般の閲覧に供

県民センターにて閲覧に供し、併せて電子情報処理組織を使用する方法その他の情、総務事務管理課長は、前項の規定により提出された簿冊管理簿をとりまとめの上、 報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(簿冊管理簿の確認等)

年以上のものに限る。) について現況を確認し、簿冊管理簿の記載事項に変更があ第四十七条 主務課・所長は、少なくとも毎年度一回、管理する簿冊(保存期間が一 いて、簿冊管理簿の一般の閲覧及び公表については、 った場合は、当該変更事項を簿冊管理簿に記載しなければならない。この場合に 前条第三項及び第四項の規 定お

2 ばならない。除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日を総務事務管理課長に報告しなけ 除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日を総務事務管理課長に報告しなけれより文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該簿冊に係る簿冊管理簿の記載を削立主務課・所長は、保存期間が満了した簿冊について、第四十九条第一項の規定に

まとめた帳簿(以下「移管・廃棄簿」という。 総務事務管理課長は、前項の規定による報告及び移管又は廃棄の確認結果を取)を作成しなければならない。

(保存期間が満了したときの措置) 移管、廃棄又は保存期間の延長

> 第四十八条 記載しなければならない。 において条例第五条第五項の保存期間が満了したときの措置を定め、 主務課・所長は、簿冊について、 別表第二の規定に基づき、 簿冊管理簿へ 簿冊作成

- 2 主務課・所長は、前項の措置を定めるに当たっては、 助言を求めるものとする。 必要に応じ、 教育委員会
- (移管又は廃棄)場合において、前項の規定を準用するものとする。保、事故又は社会情勢の変化等を参酌し、当該措置を変更することができる。この件、事故又は社会情勢の変化等を参酌し、当該措置を変更することができる。この 主務課・所長は、第一項の規定により定めた措置について、その後に発生した事

3

- 第四十九条 主務課・ 棄しなければならない。 ついて、前条第一項又は第三項の規定による定めに基づき文書館に移管し、四十九条 主務課・所長は、保存期間が満了した簿冊(管理委任簿冊を含む づき文書館に移管し、又は廃(管理委任簿冊を含む。)に
- 2 主務課・所長は、前項の規定により、保存期間が満了した簿冊を廃棄しようと るときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならない
- 3 前項の規定により意見を聴こうとするときは、廃棄しようとする簿冊が記載さ た簿冊管理簿を教育委員会に提出するものとする。
- 文書館に移管しなければならない。この場合において、主務課・所長は、簿冊管見があった簿冊について、規則第十二条の規定に該当する場合を除き、当該簿冊 簿の記載を修正するものとする。 主務課・所長は、第二項において教育委員会から歴史公文書等に該当する旨の を意
- 5 主務課・所長は、保存期間を一年未満とする簿冊の保存期間が満了し、廃棄し するものとする。 うとするときは、第三十八条第四項の規定に該当しないことを確認した上で、 廃 ょ
- 管理課長又は主務所長が適当と認める方法で廃棄するものとする。6 第一項の規定により廃棄する簿冊は、焼却、溶解、裁断、消去を 消去その他の 総務事
- 号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適7 主務課・所長は、第一項の規定により移管する簿冊に、条例第十二条第一項第 (保存期間の延長) において、利用制限を行うべき箇所及びその理由を具体的に記載するものとする。 であると認める場合には、教育委員会に意見を提出しなければならない。この場合

第五十条 主務課・所長は、規則第七条の規定により簿冊等の保存期間を延長したと ともに、当該簿冊の背表紙等に、延長に係る所要事項を記載しておくものとする。 きは、その延長した期間を簿冊管理簿に記入の上、総務事務管理課長に提出すると

2 規則第七条第二項の規定により主務課・所長が簿冊等の保存期間を延長した場合 に当該延長について必要な指導を行うものとする。 において、総務事務管理課長は、延長した内容に疑義がある場合は、 主務課・所長

第十一章 点検及び監査並びに管理状況の報

(点検及び監査)

第五十一条 毎年度一回点検を行い、その結果を総務事務管理課長に報告しなければならない。五十一条 主務課・所長は、その管理する公文書の管理状況について、少なくと*

総務事務管理課長は、 総務事務管理課長は、 第一項の点検又は前項の監査の結果等を踏まえ、 公文書の管理状況について、監査を行うことができる。 公文書の

3 (紛失等への対応) 管理について必要な措置を講ずるものとする。

第五十二条 主務課・所長は、 を講じなければならない。 ちに総務事務管理課長に報告するとともに、

Fするとともに、被害の拡大防止等のために必要な措置 公文書の紛失又は誤廃棄が明らかとなった場合は、直

2 被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。総務事務管理課長は、前項の報告を受けたときは、直ちに 直ちに主務課・所長とともに、

(管理状況の報告等)

第五十三条 主務課・所長は、 - 総務事務管理課長は、前項の報告をとりまとめ、毎年度、況について、総務事務管理課長に報告しなければならない。 毎年度、規則第十三条各号に掲げる公文書の管理 \mathcal{O}

2 ならない。 知事に報告しなけれ

第十二章

修の実施)

第五十五条 課・所長は、 第五十四条 総務事務管理課長は、県庁等の職員に対し、 (研修への参加) 研修を行うものとする。 効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、 総務事務管理課長その他の機関が実施する研修に 又は向上させるために必要な、公文書等の管理を適正かつ 職員を積

第十三章 県庁における文書の送受 極的に参加させるものとする。

第五十六条 文書の送受のために、 (文書送受箱) るものとする。 課に文書送受箱を置き、 文書事務担当者が管理

(文書発送箱)

整理及び発送を効率的かつ経済的に行うため、第五十七条 県庁において、地域機関等、県内市 るものとする。 **うため、総務事務管理課に文書発送箱を設け県内市町村、都道府県等宛ての施行文書の**

第十四章 補則

(総務事務システムの特例)

第五十八条 主務課・所長は、次に掲げる事務について、 ことにより行うことができる。 総務事務システムを用 いる

第三十四条の規定による文書管理台帳への記録

かなす。 次に掲げる事務は、 5に掲げる事務は、総務事務システムへの登録により当該事務が行第三十五条第一項の規定による文書ファイル基準表の更新 わ れ たもの

理 |簿の提出 第四十五条第一項、 第四十六条第三項及び第五十条第一 項の規定による簿冊

> (簿冊管理簿の整備の特例) 第四十七条第二項の規定による簿冊の名称、 移管日又は廃棄日の

第五十九条 第四十八条第一項中「簿冊作成日において」とあるのは、 書作成取得日前に簿冊管理簿を作成し、整備することができる。この場合において、 いて作成し、又は取得することが明らかであると認められる公文書については、文 主務課・所長は、 第四十六条第一項の規定にかかわらず、近い将来にお 「公文書を作成し、

2 前項の規定により整備された簿冊管理簿については、 項の規定は、適用しない。 取得する前に」と読み替えるものとする。 第四十六条第三項及び第四

(文書の取扱いの特例)

状

第六十条 主務課・所長は、文書の取扱いに関し、この訓令の定めるところによ (委任) いときは、総務事務管理課長の承認を受けて、 別に定めることができる。 ŋ

第六十一条 この訓令に定めるもののほか、 事務管理課長が別に定める。 文書の取扱いに関し必要な事項は、 総務

(施行期日)

1 この訓令は、令和三年四月一日 「から施 行する。

2 群馬県文書管理規程(昭和六十一年群馬県訓令甲第一号) (群馬県文書管理規程の廃止) は、 廃止 する。

(群馬県文書管理規程の廃止に伴う経過措置)

3 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の群馬県文書管理規程 その効力を有する。 規程第五十二条又は第五十三条の規定によりなされている保存期間の延長は、 なお

4 この訓令の施行の際現に旧規程第三十八条の規定により作成し、整備されている 保存文書目録は、この訓令の規定により作成し、整備された簿冊管理簿とみなす。

5 旧規程第五十七条の規定により総務事務管理課長が定めた文書の取扱いに関し必 要な事項は、第六十一条の規定により定めたものとみなす。

6 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行の日前に旧規程の規定により行わ た手続その他の行為は、この訓令中にこれに相当する規定があるときは、 によって行われた手続その他の行為とみなす。 当該規

別表第1 (第20条関係)

文書記号

1 県庁

部局名	課名	文書記号
知事戦略部	秘書課 戦略企画課 メディアプロモーション課 デジタルトランスフォーメーション課 業務プロセス改革課 地域外交課	総秘 戦企 M P D X 業改 地外
総務部	総務課 人事課 財政課 財産有効活用課 税務課 市町村課 統計課 危機管理課 消防保安課 総務事務管理課	総人財財税市統危消総管保管
地域創生部	地域創生課 ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 文化振興課 文化財保護課 スポーツ振興課	地創 ぐ外 文振 文財 ス振
生活こども部	生活こども課 県民活動支援・広聴課 消費生活課 私学・子育て支援課 児童福祉・青少年課	生こ 県支広 消生 学子 児青
健康福祉部	健康福祉課 監査指導課 医務課 介護高齢課 感染症・がん疾病対策課 健康長寿社会づくり推進課 障害政策課 薬務課 国保援護課 食品・生活衛生課	健監医介感健障薬国食福指 高疾長 援生衛
環境森林部	環境政策課 気候変動対策課 環境保全課 廃棄物・リサイクル課 自然環境課 林政課 林業振興課 森林保全課	環気環 環 東 対 保 リ 環 株 振 森
農政部	農政課 農業構造政策課	農農構

	技術支援課 蚕糸園芸課 ぐんまブランド推進課 畜産課 農村整備課	技 蚕 ブ 雀 農 整
産業経済部	産業政策課 経営支援課 地域企業支援課 労働政策課 観光魅力創出課 イベント産業振興課 e スポーツ・新コンテンツ創出課	産経地労観イマスポ
県土整備部	監理 建設約通路 與於通路 與 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	監建契交道道河砂都下建住 企 管
会計局	会計管理課	会

2 地域機関等

部局名	機関名	文書記号
知事戦略部	東京事務所	東事
総務部	前 が 前 が が 明 の の の の の の の の の の の の の	前渋伊高藤富吾利太桐館自群自消防行行行行行行行行行行行行行行行行行行行研会税学空税税税税税税税税税税税税
地域創生部	近代美術館 館林美術館 歴史博物館 自然史博物館 土屋文明記念文学館 世界遺産センター	近美 館美 群歴博 自然史 文学館 世界

生活こども部	ぐんま男女共同参画センター 女性相談所 三山寮 中央児童相談所 西部児童相談所 東部児童相談所 東部児童相談所	参 女相 三 中 西 児 児 児 児 児 児 火 り ツ り り り り り り り り り り り り り り り り り
健康福祉部	渋けり できない できない できない できない できない できない できない できない	渋渋伊伊安安藤藤富富吾吾利利太太桐桐館館衛心発しこ食食動保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保保
環境森林部	中部環境事務所 渋川森林事務所 西部環境森林事務所 藤岡森林事務所 富岡森林事務所 吾妻環境森林事務所 利根沼田環境森林事務所 東部環境事務所 桐生森林事務所 林業試験場	中渋西藤富吾利東桐林環森森森森森森森森森森森森森森森森森森森森森森
農政部	中部農業事務所 渋川地区農業指導センター 伊勢崎地区農業指導センター 中部家畜保健衛生所 西部農業事務所 藤岡地区農業指導センター 富岡地区農業指導センター 西部家畜保健衛生所 吾妻農業解所 吾妻妻家留田農業事務所 利根沼田家畜保健衛生所	中渋伊中西藤富西吾吾利利農指指家農指指家農指指家農家農家農家

	東部農業事務所桐生地区農業指導センター館林地区農業指導センター東部業技衛生所農業技術所養を受ける。 東京大学校の大学校の大学校、大学を対策を支援センターを対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を支援を対策を対策を支援を対策を対策を対策を対策を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	東桐館東農病蚕水農鳥家浅畜農指指家技防技試大獣研牧試セセセセセセセンセンセン・セン・セン・セン・ロース・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・
産業経済部	計量検定所 群馬産業技術センター 東毛産業技術センター 繊維工業試験場 前橋産業技術専門校 高崎産業技術専門校 大阪事務所 谷川岳登山指導センター	計群東繊前高太大谷 検技技試産産産事指
県土整備部	前標出生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生	前渋伊高安藤富中沼太桐館交上八下土土土土土土土土土土土土土土土土土村建ダ総

別表第2(第38条、第48条関係)

保存期間及び保存期間が満了したときの措置に係る判定基準

業務の区分	公文書の類型	保存期間	保存期間満了時 の措置
1 県の施策及び事業に関	関する公文書		
(1) 県の施策及び事業に 係る計画及び方針に関 する事項	イ 県の施策及び事業に係る計画及び方針(期間が5年以上のもの又は法令若しくは条例に基づくものに限る。)に関する公文書	30年	移管
	ロ 県の施策及び事業に係る計画及び方針(イに 該当するものを除く。)のうち、重要なものに 関する公文書	10年	移管
	ハ 県の施策及び事業に係る計画及び方針に関する公文書(イ、ロ又はニに該当するものを除く。)	5年	廃棄
	ニ 県の施策及び事業に係る計画及び方針のうち、軽易なものに関する公文書	3年	廃棄
(2) 複数の実施機関によ る申合せに関する事項	イ 複数の実施機関による申合せに関する決定及 びその重要な経緯に関する公文書	10年	移管
	ロ 複数の実施機関による申合せに関する公文書 (イに該当するものを除く。)	5年	廃棄
(3) 民間企業との協定、 協議等に関する事項	イ 民間企業との協定、協議等の決定及びその重 要な経緯に関する公文書	10年	移管
	ロ 民間企業との協定、協議等に関する公文書 (イに該当するものを除く。)	5年	廃棄
(4) 県政の制度に関する 事項	イ 県政の制度に関するもののうち、重要なもの に関する公文書	10年	移管
	ロ 県政の制度に関する公文書(イに該当するものを除く。)	5年	廃棄
(5) 後援及び共催に関する事項	イ 県の名義後援及び共催に関する公文書	3年	廃棄
2 例規等に関する公文			
(1) 条例、規則及び訓令の制定、改廃等に関す	イ 条例、規則及び訓令の制定又は改廃及びその 経緯に関する公文書	30年	移管
る事項	ロ 条例、規則及び訓令の解釈及び運用の基準の 制定又は改廃及びその経緯に関する公文書	30年	移管
(2) 告示及び通達の制定、改廃等に関する	イ 重要な告示の制定又は改廃及びその経緯に関 する公文書	30年	移管
事項	ロ 告示に関する公文書 (イに該当するものを除 く。)	10年	廃棄
	ハ 重要な要綱又は要領の制定又は改廃及びその	10年	移管

	経緯に関する公文書		
	ニ 要綱又は要領に関する公文書 (ハに該当する ものを除く。)	10年	廃棄
	ホ 告示以外の公告及び通達に関する公文書	5年	廃棄
(3) 国の行政機関及び本 県の通知に関する事項	イ 国の行政機関からの通知のうち、例規に相当 する特に重要なものに関する公文書	30年	移管
	ロ 国の行政機関からの通知のうち、重要なもの に関する公文書(イに該当するものを除く。)	10年	移管
	ハ 本県の通知のうち、例規に相当する特に重要 なものに関する公文書	30年	移管
	ニ 本県の通知のうち、重要なものに関する公文 書(ハに該当するものを除く。)	10年	移管
3 行政組織及び人事に関	 引する公文書		
(1) 行政組織機構及び職 員定数に関する事項	イ 行政組織機構及び職員定数の決定及びその重要な経緯に関する公文書(総務課所管のものに限る。)	30年	移管
	ロ 行政組織機構及び職員定数に関する公文書 (総務課所管のものに限る。ただし、イに該当 するものを除く。)	10年	廃棄
	ハ 行政組織機構及び職員定数に関する公文書 (イ又はロに該当するものを除く。)	5年	廃棄
(2) 職員の人事に関する事項	イ 職員の任免、服務、人事評価、福利厚生、分限、懲戒、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する人事制度の新設又は改廃及びその重要な経緯に関する公文書	30年	移管
	ロ 副知事、地方公営企業管理者、教育長並びに 行政委員会委員及び監査委員の任免に関する公 文書	30年	移管
	ハ 職員の任免、賞罰及び履歴に関する公文書 (人事課所管のものに限る。)	30年	廃棄
	ニ 職員の任免、賞罰及び履歴に関する公文書 (ハに該当するものを除く。)	2年	廃棄
	ホ 人事評価に関する公文書(イに該当するものを除く。)	3年	廃棄
	へ 職員研修制度及び重要な研修に関する公文書	5年	移管
	ト 職員研修に関する公文書(へに該当するものを除く。)	2年	廃棄
	チ 恩給、年金、諸手当、公務災害補償等の認定 及び裁定に関する公文書(人事課及び総務事務 管理課所管のものに限る。)	30年	廃棄
	リ 職員の給与、諸手当等に関する公文書(イ又	5年	廃棄

[はチに該当するものを除く。)		
	ヌ 非常勤職員の任用に関する公文書 (9の項 (1)に該当するものを除く。)	5年	廃棄
	ル 職員の服務及び福利厚生に関する公文書 (イ に該当するものを除く。)	2年	廃棄
4 歳入歳出の予算及び活	央算に関する公文書		
(1) 予算及び決算に関する事項	イ 歳入歳出の予算及び決算に関するもののうち、重要なものに関する公文書(財政課及び会計局所管のものに限る。)	30年	移管
	ロ 歳入歳出の予算及び決算に関する公文書(イ 又はハに該当するものを除く。)	5年	廃棄
	ハ 歳入歳出の予算及び決算に関するもののう ち、軽易なものに関する公文書	3年	廃棄
(2) 県債及び県債償還に 関する事項	イ 県債及び県債償還に関するもののうち、重要 なものに関する公文書	30年	移管
	ロ 県債及び県債償還に関する公文書(イに該当 するものを除く。)	5年	廃棄
(3) 財政状況に関する事項	イ 財政状況に関するもののうち、重要なものに 関する公文書	30年	移管
	ロ 財政状況に関する公文書(イに該当するものを除く。)	5年	廃棄
(4) 会計事務に関する事項	イ 出納その他の会計事務に関する公文書(国庫 支出金に関するものに限る。)	5年	廃棄
	ロ 会計事務に関する公文書(イに該当するものを除く。)	2年	廃棄
	ハ 定期監査に関する公文書	5年	廃棄。ただし、 特に重大な指摘 等があったもの は移管
5 補助金、助成金等に関	関する公文書		
(1) 補助金、助成金等に 関する事項	イ 補助金、助成金、貸付金及び出資等の制度の 新設又は改廃及びその重要な経緯に関する公文 書	30年	移管
	ロ 補助金、助成金、貸付金及び出資等に関する もののうち、重要なものに関する公文書(イに 該当するものを除く。)	10年	移管
	ハ 補助金、助成金、貸付金及び出資等に関する 公文書(イ、ロ又はニに該当するものを除 く。)	5年	廃棄
	ニ 補助金、助成金、貸付金及び出資等に関する もののうち、軽易なものに関する公文書	3年	廃棄

6 公共事業に関する公式	文書		
(1) 公共事業に関する事項	イ 大規模又は重要な公共事業の決定並びにその 重要な経緯、実施及び評価に関する公文書	30年	移管
	ロ 公共事業に関するもののうち、重要なものに 関する公文書(イに該当するものを除く。)	10年	移管
	ハ 工事の設計書並びに工事に関する命令書及び 検査書(イ又は口に該当する公共事業に関する ものに限る。)	10年	移管
	ニ 公共事業に関する公文書(イからハまで又は ホに該当するものを除く。)	5年	廃棄
	ホ 公共事業に関するもののうち、軽易なものに 関する公文書	3年	廃棄
7 監査・検査に関する	公文書		
(1) 監査・検査に関する 事項	イ 住民監査及び包括外部監査に関するもののうち、重要なものに関する公文書	30年	移管
	ロ 住民監査及び包括外部監査に関する公文書 (イに該当するものを除く。)	10年	廃棄
	ハ 会計検査院の会計検査に関する公文書	5年	廃棄。ただし、 特に重大な指摘 等があったもの は移管
	ニ 監査委員監査及び会計局実施検査に関する公 文書	5年	廃棄。ただし、 特に重大な指摘 等があったもの は移管
	ホ 個人、法人又は関係団体に対する監査、検査 及び事務指導に関する公文書	3年	廃棄。ただし、 特に重大な指摘 等があったもの は移管
8 県議会に関する公文	<u>*</u>		
(1) 県議会に関する事項	イ 県議会に関するもののうち、重要なものに関する公文書(財政課所管のものに限る。)	30年	移管
	ロ 県議会に関する公文書(イに該当するものを 除く。)	5年	廃棄
9 附属機関等に関する2	公文書		
(1) 附属機関等に関する 事項	イ 附属機関等(法律又は条例の定めるところに より設置された審議会等の附属機関及び要綱、 要領等により設置された協議会等の附属機関に 類するものをいう。以下この項において同 じ。)の設置及び委員の任命に関する公文書	30年	廃棄。ただし、 重要な政策等を 審議する附属機 関等に関するも のは移管
	ロ 重要な政策等を審議する附属機関等の審議経 過及び結果に関する公文書	30年	移管

	,	•	ı
	ハ 諮問、答申等に関する公文書(ロ又は二に該 当するものを除く。)	10年	廃棄
	ニ 諮問、答申等に関するもののうち、軽易なも のに関する公文書	5年	廃棄
10 会議に関する公文			
(1) 会議に関する事項	イ 重要な会議に関する公文書	10年	移管
	ロ 会議に関する公文書(イに該当するものを除く。)	3年	廃棄
11 広報に関する公文			
(1) 知事記者会見、記者 発表等に関する事項	イ 知事記者会見、記者発表等に関する公文書	30年	移管
(2) 広報紙等に関する事項	イ 広報紙等に関するもののうち、重要なものに 関する公文書	10年	移管
	ロ 広報紙等に関する公文書(イに該当するものを除く。)	3年	廃棄
12 請願、陳情、要望及	及び広聴に関する公文書		
(1) 請願、陳情、要望及 び広聴に関する事項	イ 請願、陳情及び要望に関するもののうち、重要なものに関する公文書	10年	移管
	ロ 請願、陳情及び要望に関する公文書(イに該 当するものを除く。)	3年	廃棄
	ハ 広聴に関する公文書	3年	廃棄
13 褒賞、表彰等に関す	ける公文書		
(1) 褒賞、表彰等に関する事項	イ 叙位、叙勲及び褒章に関する公文書	30年	移管
の事項	ロ 省庁大臣表彰その他の国の表彰に関するもの のうち、重要なものに関する公文書	10年	移管
	ハ 県の表彰制度の新設又は改廃及びその重要な 経緯に関する公文書	30年	移管
	ニ 表彰制度に関する公文書(ハに該当するもの を除く。)	10年	廃棄
	ホ 県民栄誉賞、功労者表彰、総合表彰その他の 重要な県表彰の授与に関する公文書	30年	移管
	へ 表彰の授与に関するもののうち、重要なもの に関する公文書(ホに該当するものを除く。)	5年	廃棄
	ト 表彰の授与に関する公文書(ホ又はへに該当するものを除く。)	3年	廃棄
14 統計、調査等及び記	式験研究に関する公文書		
(1) 統計、調査等に関す	イ 統計、調査等に関するもののうち、重要なも	30年	移管

る事項	のに関する公文書		
	ロ 統計、調査等に関する公文書(イに該当するものを除く。)	3年	廃棄
(2) 試験研究機関における試験及び研究に関す	イ 試験及び研究に関するもののうち、重要なも のに関する公文書	30年	移管
る事項	ロ 試験及び研究に関する公文書(イ又はハに該当するものを除く。)	10年	廃棄
	ハ 試験及び研究に関するもののうち、軽易なも のに関する公文書	3年	廃棄
15 公有財産に関する	公文書		
(1) 公有財産に関する事項	イ 公有財産の取得及び処分並びにその重要な経 緯に関する公文書	30年	移管
	ロ 公有財産の管理に関するもののうち、重要な ものに関する公文書	30年	移管
	ハ 土地工作物の収用使用に関するもののうち、 重要なものに関する公文書	30年	移管
	ニ 公有財産の管理に関する公文書(ロ又はホに 該当するものを除く。)	10年	廃棄
	ホ 公有財産の管理に関するもののうち、軽易な ものに関する公文書	3年	廃棄
16 個人、法人等の権利	利義務の得喪に関する公文書		•
(1) 許可、認可等の行政 処分に関する事項	イ 許可、認可等の行政処分の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の設定並びにその重要な経緯に関する公文書	30年	移管
	ロ 許可、認可等の行政処分の決定に関するもの のうち、重要なものに関する公文書	30年	移管
	ハ 許可、認可等の行政処分の決定に関する公文 書(ロに該当するものを除く。)	5年	廃棄
	ニ 許可、認可等の行政処分に関する公文書(イ	3年	廃棄
	からハまでに該当するものを除く。)		
(2) 行政代執行に関する 事項	からハまでに該当するものを除く。) イ 行政代執行に関するもののうち、重要なもの に関する公文書	30年	移管
(-) 14.541 45.1141 54.7 3	イ 行政代執行に関するもののうち、重要なもの	30年	移管
(-) 14.541 45.1141 54.7 3	イ 行政代執行に関するもののうち、重要なものに関する公文書 ロ 行政代執行に関する公文書(イに該当するものを除く。)	· 	
事項	イ 行政代執行に関するもののうち、重要なものに関する公文書 ロ 行政代執行に関する公文書(イに該当するものを除く。)	· 	

(2) 不服申立てに関する	イ 不服申立てに関するもののうち、重要なもの	30年	移管
事項	に関する公文書		
	ロ 不服申立てに関する公文書 (イに該当するものを除く。)	10年	廃棄
(3) 紛争等の解決に関する事項	イ 調停、あっせん、和解、仲裁その他の紛争等 の解決に関するもののうち、重要なものに関す る公文書	30年	移管
	ロ 調停、あっせん、和解、仲裁その他の紛争等 の解決に関する公文書(イに該当するものを除 く。)	10年	廃棄
18 市町村の行政区画、	地方制度等に関する公文書		
(1) 県及び市町村の廃置 分合及び境界変更に関 する事項	イ 県及び市町村の廃置分合、改称、境界変更等 に関する決定及び報告並びにその重要な経緯に 関する公文書	30年	移管
	ロ 県及び市町村の廃置分合、改称、境界変更等 に関する公文書(イ又はハに該当するものを除 く。)	10年	移管
	ハ 県及び市町村の廃置分合、改称、境界変更等 に関するもののうち、軽易なものに関する公文 書	5年	廃棄
(2) 権限移譲及び共同処理等に関する事項	イ 国から県への権限移譲、県から市町村等への 権限移譲、広域化に伴う共同処理等の決定及び 引継ぎ並びにその重要な経緯に関する公文書	30年	移管
	ロ 国から県への権限移譲、県から市町村等への 権限移譲、広域化に伴う共同処理等に関する公 文書(イ又はハに該当するものを除く。)	10年	移管
	ハ 国から県への権限移譲、県から市町村等への 権限移譲、広域化に伴う共同処理等に関するも ののうち、軽易なものに関する公文書	5年	廃棄
19 防災及び危機管理は	こ関する公文書		·
(1) 防災及び危機管理に 関する事項	イ 警戒区域等の指定に関する公文書	30年	移管
因りの事項	ロ 防災及び危機管理に関するもののうち、重要 なものに関する公文書	30年	移管
	ハ 防災及び危機管理に関する公文書(ロに該当 するものを除く。)	10年	廃棄
20 式典、行事等及び	災害、事件等に関する公文書		
(1) 式典、行事等に関す る事項	イ 行幸啓(御成を含む。)への対応に関する公 文書	30年	移管
	ロ 式典、行事等に関するもののうち、重要なも のに関する公文書	30年	移管
	ハ 式典、行事等に関する公文書(ロに該当する ものを除く。)	5年	廃棄

	I	Ī	Í
(2) 災害、事件等に関す る事項	イ 災害対策本部その他の対策本部を設置した災 害等の対応に関する公文書	30年	移管
	ロ 事件等に関するもののうち、重要なものに関 する公文書	30年	移管
	ハ 事件等に関する公文書(ロに該当するものを 除く。)	5年	廃棄
21 出資等法人に関する	5公文書	1	•
(1) 出資等法人に関する 事項	イ 出資等法人に関するもののうち、重要なもの に関する公文書	10年	移管
	ロ 出資等法人に関する公文書(イに該当するものを除く。)	3年	廃棄
22 県の歴史、伝統等の	の文化遺産に関する公文書		1
(1) 県の歴史、伝統等の 文化遺産に関する事項		30年	移管
	ロ 文化財、伝統その他文化遺産に関する公文書 (イに該当するものを除く。)	5年	廃棄
23 事務引継に関する	公文書		•
(1) 事務の引継ぎに関す	イ 知事及び副知事に係る事務引継書	30年	移管
る事項	ロ 部長、副部長及び局長に係る事務引継書	3年	移管
24 台帳等に関する公式	· 文書		·
(1) 台帳等に関する事項	イ 台帳、帳簿、名簿等のうち、重要なもの	30年	移管
	ロ 台帳、帳簿、名簿等(イ、ハ又はニに該当するものを除く。)	5年	廃棄
	ハ 台帳、帳簿、名簿等のうち、軽易なもの	3年	廃棄
	ニ 台帳、帳簿、名簿等のうち、常に新しいもの を差し替えながら常時使用するもの	常用	廃棄
	ホ 各種試験の願書及び答案(へに該当するものを除く。)	5年	廃棄
	へ 各種試験の願書及び答案のうち、軽易なもの	3年	廃棄
25 公文書の管理等に	関する公文書		
(1) 公文書の管理等に関する事項	イ ファイル基準表、簿冊管理簿その他の公文書 の管理等に関する業務に常時利用するものとし て継続的に保存すべき公文書	常用	廃棄
	ロ 移管・廃棄簿	30年	移管
	ハ 管理状況報告	10年	移管
	二 特定歴史公文書等利用状況報告	10年	移管

	ホ 公文書の収発の記録に関する公文書	3年	廃棄
26 県報及び官報に関す	ける公文書		
(1) 県報及び官報に関する事項	イ 県報 (総務課所管のものに限る。) 及び官報	30年	移管
27 その他の公文書			
(1) 通知、照会等に関す る事項	イ 通知、照会等に関する公文書(ロに該当する ものを除く。)	3年	廃棄
	ロ 通知、照会等に関するもののうち、軽易なも のに関する公文書	1年	廃棄
(2) 昭和27年以前に作成し、又は取得された公文書	イ 昭和27年以前に作成し、又は取得された全 ての公文書		移管
(3) 総務部長が指定する 施策に関する公文書	イ 県として社会全体と記録を共有すべき歴史的 に重要な施策であって、社会的な影響が大きく 県全体として対応し、その教訓が将来に生かさ れるような特に重要な施策に当たるとして総務 部長が指定したものに関する公文書	公文書ごと に前各項に 定める保存 年限に従う	移管
(4) 前各項に掲げる項目 以外の事項	イ 前各項に掲げるものに類するもののうち、3 0年間保存する必要があると認められる公文書	30年	前各存りとで類とで類とで類とで類とで類とでで類でする。 ででするでで類でいるです。 でであるでであるです。 でであるであるであるであるであるである。 を実
	ロ 前各項に掲げるものに類するもののうち、1 0年間保存する必要があると認められる公文書	10年	前各項においる 保存期とである 大書にあるる 文書にあっていまする で、それあって を乗
	ハ 前各項に掲げるものに類するもののうち、7 年間保存する必要があると認められる公文書	7年	前各存りとで類ではいる ではい ではいる ではい ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる
	ニ 前各項に掲げるものに類するもののうち、5 年間保存する必要があると認められる公文書	5年	前各項におい 保存期間が混 したときの指 が移管である

		文書に類するも のにあっては移 管、それ以外の ものにあっては 廃棄
ホ 前各項に掲げるものに類するもののうち、4 年間保存する必要があると認められる公文書	4年	前各項において 保存期間が満了 したを管であるるな 文書に類っては のにそれ以外の ものにあっては 廃棄
へ 前各項に掲げるものに類するもののうち、3 年間保存する必要があると認められる公文書	3年	前各項において 保存期間が満置 したを管であるる 文書に類っては のに をで、 で、 で、 で、 のに あっては 外の ものに を 変乗
ト 前各項に掲げるものに類するもののうち、2 年間保存する必要があると認められる公文書	2年	前各項において 保存期間が満措置 たを管であるるも 文書に類っては のにあっては外の ものにあっては 廃棄
チ 前各項に掲げるものに類するもののうち、1 年間保存する必要があると認められる公文書	1年	前各項において 保存期間が満了 したと管であるる 文書にあっては のにそれ以外の ものにあっては 廃棄

備考

- 1 保存期間満了時の措置が「移管」及び「廃棄」のいずれにも該当する公文書については、「移管」とする。
- 2 法令により保存期間の定めのある公文書については、当該法令で定める期間を適用する。
- 3 「移管」及び「廃棄」のいずれについても、保存期間が複数該当する公文書については、その最も長い保存期間を適用する。
- 4 移管については、当該事務の主務課・所において行うものとする。

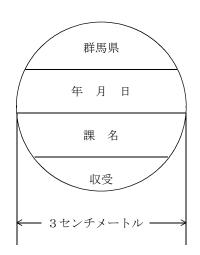
別記様式第1号(第7条関係)

特別扱い文書票

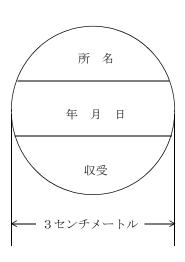
種	現金書留	書留		所属	名						
型別	簡易書留 内容証明 交付記録	配達証明 特別送達 特定記録		発信	者						7
<i>D</i> 1	電報	現金、有個	証券等	受信	渚						セン
	年	月日	数量		発	信月	司 番	号	受信者印	取扱者印	ンチメ
内											1 .
	件										ル
容	名										
	等										
←				16セ	ンチァ	х — Ъ.	ルー			>	

別記様式第2号(第9条関係)

(1) 県庁用



(2) 地域機関等用



別記様式第3号(規格A4) (第17条関係)

回議用紙

ファイル基準	保存	期間		簿	₩	名		
_	長(30)・	1 0 · 7 · 5						
	4 · 3 · 2	• 1 • 1 未				(登録番号	_)
決裁区分	起案	F 月 日		起	案	者		
	年	月日						
	')1 H				(電話番号)
合議								
(件名)								
(伺い)								
協議の状況								
協議者名:協議年月日:	: 年月日							
決裁	F 月 日	公印押日	印年月日		施	行 年 月	目	
県 報	登 載	公 印	区 分		施	行 区 分		
/ S UR B	要登載 第 号)	1 普通 2 印影印刷 3 事前押日 4 公印省町	扣	2 3 電 4 電	面発送 ア子メ 子掲他	/ミリ -ル k板		

群馬県

別記様式第4号(第17条関係)

簡易回議用紙

ファイル基準	保 存	期間	簿	₩	名	施行	Ī /
_	長 () · 1 4 · 3 · 2			(登録番号	号 —)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ř
						起案者	i t
							٢
							1
							}
							· /1
		16.	3センチメート	<i>/</i> ν ——			

別記様式第5号(第17条、第30条関係)

軽易処理印

ファイル基準	簿	冊 名	
_			
保存期間			
長 () · 1 0 · 7 · 5 4 · 3 · 2 · 1 · 1 未		(登録番号	-)
施行	決裁・終了	起刻	案・発議
	- 8センチメートル		>

別記様式第6号(規格A4) (第20条関係)

規 簿 例

公布年月日 (発令年月日)	番号	件	名	発行番号 (発令先)	主務課名

別記様式第7号(第30条関係)

供 覧 用 紙

ファイル基準	保 存	期間	簿	₩	名	供覧終了	
	長()・1	0 · 7 · 5					
_	4 · 3 · 2	· 1 · 1未		(登録番号	-)	• •	
						発議者	8
						70,000	セ
							ン
							チ
							メ
							ſ
							7
							ル
							\perp
<		16	. 3センチメー	トル			
		1 0	, ,				

別記様式第8号(規格A4)(第34条関係)

X 1 卿 型 肃

注1 簿冊番号には、約											号墨	簿冊番号	所属年度 (年)	
t、簿冊管理簿に											完結年月日		年度	
基づいて割り当っ ての完結文書に対												簿冊名	所属名	
∵た一連番号を記 けして完結年月日.											件		()	ì
簿冊番号には、簿冊管理簿に基づいて割り当てた一連番号を記入する。 番号には、簿冊に綴られる全ての完結文書に対して完結年月日順に従って付した一連番号を記入する。											名		ファイル基準	I
番号を記入する。]
											備考	保存期間満了後の措置	保存期間満了日	-
											314		年 月 日	

31

別記様式第9号(規格A4) (第35条関係)

文書ファイル基準表 (年度) No.

	第	1 ガイド	第 2 ガ イ ド		第 3 ガ イ ド
		ファイル基準		保 存	
記号	番号	書目名	説明又は例示	期間	備考

別記様式第10号(第37条関係)

背表紙(保存期間が11年以上の場合)

	年度・年			
ガイド・ファイル基準				
_	_			
簿冊名				
	(/)			
簿冊番号				
保存期間				
	年			
廃棄予定				
DUNK 1 NC	年			
⊒ [√nk rdr ⇒sī				
引継確認	管理委任			
所属名				
<− 1 0センチメートルを限度 ->				

表紙(保存期間が11年以上の場合)

	年度・年
ガイド・ファイル基準	
簿 冊 名	
	(/)
簿冊番号	
保存期間	
	年
廃棄予定	
	年
所属名	

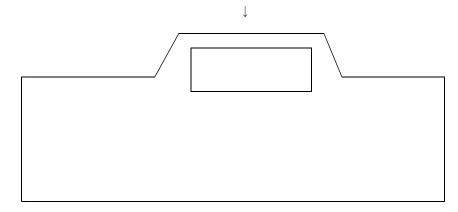
ファイルボックス(保存期間が10年以下の場合) その1(1簿冊の場合)

	年度	• 年
ガイド・ファイル基準		
簿冊名		
	(/	`
	(/)
簿冊番号		
保存期間		
		年
廃棄予定		年
引継確認		
所属名		
<u> </u>	を限度	· ->

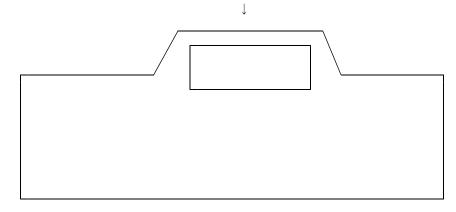
ファイルボックス(保存期間が10年以下の場合) その2(複数の簿冊の場合)

	年度・年
ガイド基準 ー	_
ファイル基準・簿冊名	簿冊番号
_	
_	
_	
_	
保存期間	
	年
廃棄予定	
	年
引継確認	
所属名	
≪ 1 0 センチメートル	を限度 ->
· ·	-

個別ホルダー その1 (ファイルボックスその1の場合) 「簿冊名・簿冊番号」又はその中の「分類項目」を記入



個別ホルダー その2 (ファイルボックスその2の場合) 「簿冊名・簿冊番号」を記入



別記様式第11号(規格A4)(第39条関係)

年月	所属	No.	
承	<u> </u>	, ,	平
棋	ファイル		声
举	17		
海	ì		
<u>_</u>			
<u>۵</u>			
貫変	∃ *		
起算	余		徿
Π Ξ	存皿	惑	車
期間	保存	彩画	
延長	保存		曾
型 選 上	余割		曲
	在圖	T uli	儜
<u> </u>	保証存入	兼所	
野の関	整置		
場所	保存		
娱 '体		(深)	
管理	\bowtie		
琳	111111		
年度	引継		
後年	管手		
江東	単で		
金			
l		ı	

別記様式第12号(規格A4) (第43条関係)

保存文書閲覧簿

(年度)

閲	閲	覧	才	首	閲覧目的・				/±:
覧日	所属名	氏:	名	内線	内容	入庫時刻	退庫時刻	鍵	借覧
/						:	:	□鍵 1 □鍵 2 □貸出中	
/						:	:	□ 鍵 1 □ 鍵 2 □ 貸 出 中	
/						:	:	□ 鍵 1 □ 鍵 2 □ 貸 出 中	
/						:	:	□鍵 1 □鍵 2 □貸出中	
/						:	:	□ 鍵 1 □ 鍵 2 □ 貸 出 中	
/						:	:	□ 鍵 1 □ 鍵 2 □ 貸 出 中	
/						:	:	□ 鍵 1 □ 鍵 2 □ 貸 出 中	
/							:	□鍵 1 □鍵 2 □貸出中	
/						:	:	□鍵1□鍵2□貸出中	
/						:	·	□ 鍵 1 □ 鍵 2 □ 貸 出 中	

別記様式第13号(規格A4) (第43条関係)

保存文書借覧簿

(年度)								所属名			
/44-		借	覧	文	書			借	覧	者	1,
借覧日	所属 年度 (年)	ファイル基準	簿	₩	名	冊数	保存期間	氏	名	内線	返 却 日
/		-									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/
/		_									/

選挙管 理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第十五号

群馬県選挙管理委員会公文書管理規程を次のように定め 令和三年三月三十一日

群馬県選挙管理委員会委員長

宮

下

智

滿

群馬県選挙管理委員会公文書管理規程

要な事項を定めるものとする。 管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)における公文書の管理について必 五号。次条において「条例」という。) 第十条第一項の規定に基づき、群馬県選挙二条 この告示は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十

(用語の意義)

第二条 この告示において使用する用語は、条例及び群馬県公文書管理規程 年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。 (令和三

(書記長の職責)

第三条 会における公文書管理事務を総括する。空年、群馬県選挙管理委員会書記長(以下「書記長」という。 は、 選挙管理委員

ばならない。 進行管理に留意し、その所掌する事務が適正かつ円滑に処理されるよう努めなけ 2 書記長は、常に選挙管理委員会における公文書の取扱状況を把握して、公文書 れの

2 文書主任は、書記長が選挙管理委員会書記(次項において「書記」という。第四条 選挙管理委員会に文書主任及び文書事務担当者を置く。

(文書主任及び文書事務担当者)

うちから指定する。 文書事務担当者は、書記長が書記のうちから指定する。

文書主任は、選挙管理委員会における次に掲げる事務を行うものとする。

公文書の処理の促進及び改善に関すること 公文書の審査に関すること。

公文書の登録、整理、保管、保存及び廃棄に関すること。

文書ファイル基準表の作成に関すること。

事務を除く。)に関すること。 前各号に掲げるもののほか、文書の取扱い (次項に規定する文書事務担当者

事務を行うほか、文書主任の事務を補助するものとする。文書事務担当者は、選挙管理委員会における文書の収受、 配布及び発送に関する

第五条 施行する公文書には、 選挙管理委員会名、 群選の文書記号又は番号を付さな

ければならない。 告示及び訓令については、 例規簿を備えて、 暦年ごとに一連番号を付して例規番

> 号を定め、 V 公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなければならな

(公印)

5。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、公印り甲ワハート 員会告示第一号)に規定するところにより、公印を押印しなければならない。 員会告示第一号)に規定するところにより、公印を押印しなければならない。 公印の押印を省略することができ

一 その他書記長が施行文書の性質、一 群馬県報に登載する公文書 もの 内容等により公印の押印を要しないと認めた

(準用)

馬県公文書管理規程の例による。第七条 この告示に定めるもののほ か、 選挙管理委員会における公文書の管理 群

から施行する。

この告示は、 令和三年四月一日

◎群馬県選挙管理委員会告示第十六号

群馬県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智

滿

の

群馬県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

部を次のように改正する。群馬県選挙管理委員会規程 (昭和三十七年群馬県選挙管理委員会告示第一号)

の

「第六章 (第

目 次中 第七章 公印(第二十三条―第二十五条) 文書の取扱い(第十九条―第二十二条) を「第六章 公印

十九条―第二十一条)」に改める。

第十七条第三号中「定例的、かつ、」を削る。第十六条第五号及び第八号中「定例的かつ」を削る。

かつ、」を削る。

第六章を削る。

二十一条とし、 第七章中第二十三条を第十九条とし、 同章を第六章とする。 第二十四条を第二十条とし、 第二十五条を第

この告示は、 令和三年四月一日 から施行する。

群馬県人事委員会訓令第一号

馬県人事委員会事 務局

群 :馬県人事委員会公文書管理規程を次のように定める。 和三年三月三十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会公文書管理規程

五号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定に基づき、 めるものとする。 (以下「人事委員会」という。)における公文書の管理について必要な事項を定五号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定に基づき、群馬県人事委員会 この訓令は、 群馬県公文書等の管理に関する条例 (令和) 一年群馬県条例第十

号

(用語の意義)

年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。2二条 この訓令において使用する用語は、条例及び群馬県公文書管理規程 (令和

(事務局長の職責)

2 事務局長は、常に人事委員会における公文書の取扱状況を把握して、第三条 事務局長は、人事委員会における公文書管理事務を総括する。 行管理に留意し、 ならない。 その所掌する事務が適切かつ円滑に処理されるよう努めなければ時に人事委員会における公文書の取扱状況を把握して、公文書の進

(記号及び番号等)

記号又は番号を付さなければならない。第四条 施行する公文書には、次に掲げるところにより人事委員会名、 群 人委の文書

規定する例規番号を付すること。 ものをいう。以下同じ。)、告示及び訓令については、人事委員会名及び次項に 事委員会規則をいう。以下同じ。)、細則(規則に基づいて人事委員会が定める規則(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条に規定する人

指令及び達については、 人事委員会名、 群人委の文書記号及び登録番号を付す

三その他通知、照会、 く。)については、群人委の文書記号及び登録番号を付すること。 回答等の公文書(書式上文書記号を要しないも \mathcal{O} を除

ければならない。 付して例規番号を定め、 規則、細則、告示及び訓令については、例規簿を備えて、暦年ごとに一連番号を 公布又は発令の年月日、 件名その他の所要事項を記入しな

(群馬県報に登載する公文書)

第五条 規則、細則、 (公文書の日付) 告示、訓令及び公告は、 群馬県報に登載するものとする。

第六条 決裁文書に基づいて施行する公文書の日付は、 発行年月日を用いるものとする。 年月日を用いるものとする。ただし、特に人事委員会又は事務局長が指定したもの にあっては当該指定した年月日を、 群馬県報に登載するものにあっては群馬県報の 発送その他の送付行為を行う

> 員会委員長の職名を用いて行わなければならない。 訓令及び公告の公布並びに達及び指令の施行は、 人事委

2 前項に掲げる公文書以外の公文書の施行者名は、当該公文書の性質及び内容によ 若しくは係の名称を用いるものとする。 人事委員会委員長、事務局長若しくは管理課長の職名又は人事委員会、 事務局

3 前二項の規定により職名を用いる場合においては、 の氏名を記載するものとする。 職名のほかに当該職にある者

(保存期間等) 必要に応じて事務局の名称、主務者の氏名、電話番号等を記載するものとする。 前三項の規定による施行者名のほか、公文書には、受信者の便宜に資するため。 受信者の便宜に資するため

第八条 公文書は、事務局長が別に定める文書ファイル基準表により、 保管し、及び保存する。 適正に整理

2 事務局長は、公文書が文書ファイル基準表のとおり適正に管理されているかどう かを常に把握しておかなければならない。

3 完結文書の保存期間は、長期(三十年)、 十年、 七年、 五年、 四年、 年、

4 前項に規定する保存期間の基準は、 又は一年とする。 別表及び群馬県公文書管理規程 別表第二 の

規

5 前二項に定めるもののほか、 八条の規定の例による。 定の例によることとし、事務局長が、ファイル基準ごとに定めるものとする。 公文書の保存期間は、 群馬県公文書管理規程第三十

(保存期間が満了したときの措置)

2 事務局長は、前項の措置を定めるに当たっては、必要に応じ、文書館長作成日においてその措置を定め、簿冊管理簿へ記載しなければならない。書管理規程別表第二の規定の例によることとし、事務局長は、簿冊につい第九条 条例第五条第五項の保存期間が満了したときの措置は、別表及び群 簿冊について、 別表及び群馬県公文

求めるものとする。 文書館長の助言を

3 事務局長は、第一項の規定により定めた措置について、 において、前項の規定を準用するものとする。事故又は社会情勢の変化等を参酌し、当該措置を変更することができる。 その後に発生した事件、 この場合

(公文書の文例、形式等)

第十条 規則、細則、 群馬県公文例規程 (昭和三十一年群馬県訓令甲第 告示、 訓令、 達、 指令、 公告その他の公文書の文例、 一号)の例による。 形式等は

(補則)

第十一条 この訓令に定めるもののほ

か、

人事委員会における公文書の管理

は、

群

県公文書管理規程の例による。

この訓令は、 令和三年四月 日 から 施 行す る

別表(第八条、 第九条関係)

保存期間及び保存期間が満了 したときの措置に係る判定基

	に関すること	と議に関するこ	業務の区分
公公文書 公公文書 公公文書 公子 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	緯に関する公文書 又は改廃及びその重要な経 → 採用試験等の制度の新設	会議録に関する公文書会議録に関する公文書	公文書の類型
十年	三十年	三十年	保存期間
廃棄	移管	移管	時の措置満了時

監査委員訓令

群馬県監査委員訓令第一号

群馬県監査委員公文書管理規程を次のように定める。 令和三年三月三十一日

群馬県監査委員

栄

島田原

篤泉一章

中井石林

群馬県監査委員公文書管理規程

(用語の意義) 五十三年群馬県監査委員訓令第二号)第九条の規定に基づき、監査委員における公五号。以下「条例」という。)第十条第一項及び群馬県監査委員事務局規程(昭和7一条 この訓令は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十 文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。第二条 この訓令において使用する用語は、条例及び群馬県公文書管理規程 (令和三

(管理課長の職責)

第三条 管理課長は、監査委員における公文書管理事務を総括する。

2 管理課長は、常に監査委員における公文書の取扱状況を把握して、 管理に留意し、その所掌する事務が適切かつ円滑に処理されるよう努めなければ管理課長は、常に監査委員における公文書の取扱状況を把握して、公文書の進行

(記号及び番号等)

第四条 施行する公文書には、 次に掲げるところにより、 監査委員名、 群監の文書記

号又は番号を付さなければならない。

- 告示及び訓令については、 監査委員名及び次項に規定する例規番号を付するこ
- 二 指令及び達については、 監査委員名、 群監の文書記号及び登録番号を付するこ
- 三その他通知、 く。)については、群監の文書記号及び登録番号を付すること。 照会、回答等の公文書(書式上文書記号を要しないものを除
- (施行者名等) を定め、公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなければならない。告示及び訓令については、例規簿を備え、暦年ごとに一連番号を付して例規番号

監査委員、事務局長、管理課長若しくは係の長の職名又は監査委員事務局若しくは第五条 施行文案の施行者名は、当該公文書の性質及び内容により、代表監査委員、 係の名称を用いるものとする。ただし、係の長の職名及び係の名称は、当該公文書 への押印を省略する場合に限り、用いることができる。

(保存場所)

監査委員事務局において保存するものを除き、管理課長が指定する書庫等所定の場第六条群馬県公文書管理規程第三十七条第二項の規定の例により編冊した簿冊は、 所において保存するものとする。

監査委員事

務局

第七条 この訓令に定めるもののほか、 文書管理規程の例による。 監査委員における公文書の管理 は、 群馬県

1

2 群馬県監査委員事務局文書管理規程(昭和六-この訓令は、令和三年四月一日から施行する。 (昭和六十一年群馬県監査委員訓令第五号)

は、 廃止する。

労働委員会訓令

群馬県労働委員会訓令甲第一号

群馬県労働委員会事務局

群馬県労働委員会公文書管理規程を次のように定める。 令和三年三月三十一日

群馬県労働委員会会長 清 水

敏

群馬県労働委員会公文書管理規程

(趣旨)

第一条 五号。以下「条例」という。) 第十条第一項の規定に基づき、群馬県労働委員会(一条) この訓令は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十 るものとする。 (以下「労働委員会」という。) における公文書の管理について必要な事項を定め

公

(用語の意義)

第二条 この訓令において使用する用語は、条例及び群馬県公文書管理規程(令和三 第三条 事務局長は、労働委員会における公文書管理事務を総括する。 (事務局長の職責) 年群馬県訓令甲第四号。以下「県規程」という。)で使用する用語の例による。

(記号及び番号等) ばならない。 行管理に留意し、 事務局長は、常に労働委員会における公文書の取扱状況を把握して、 施行する公文書には、次に掲げるところにより、 その所掌する事務が適切かつ円滑に処理されるよう努めなけ 労働委員会名、

は番号を付さなければならない。 する規則をいう。以下同じ。)、告示及び訓令については、労働委員会名及び第規則(労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二十六条第二項に規定 三項に規定する例規番号を付すること。 文書記号又

三 その他通知、照会、回答等の公文書(書式上文書記号を要しないものを除 文書記号は、群労委とする。 く。)については、文書記号及び登録番号を付すること。 指令及び達については、労働委員会名、文書記号及び登録番号を付すること。

3 例規番号を定め、 規則、告示及び訓令については、例規簿を備えて、暦年ごとに一連番号を付 公布又は発令の年月日、

じて

別表

(第七条、

第五条 施行文書には、群馬県労働委員会事務局処務規程 (公印) 員会訓令甲第一号)に規定するところにより公印を押印しなければならない。 ならない。 件名その他の所要事項を記入しなければ (平成十七年群馬県労

2 第六条 公文書は、事務局長が定める文書ファイル基準表により編さんし、保存する。 (保存期間) かを常に把握しておかなければならない。 事務局長は、公文書が文書ファイル基準表のとおり適正に管理されているかどう

(編さん及び保存)

第七条 完結文書の保存期間は、 二年又は一年とする。 長期 (三十年)、 十年、 七年、 五. 兀 年、

2 準ごとに定めるものとする。 前項に規定する保存期間は、 事務局長が、 別表に掲げる基準により、 ファイル

(保存期間が満了したときの措置

条第五項の保存期間が満了したときの措置を定め、パ八条事務局長は、簿冊について、別表に基づき、 簿冊管理簿へ記載しなければ簿冊作成日において、条例第

前項の措置を定めるに当たっては、 必要に応じ、 教育委員会の助

を求めるものとする。 事務局長は、 第一項の規定により定めた措置について、その後に発生した事件、

3

において、前項の規定を準用するものとする。 事故又は社会情勢の変化等を参酌し、当該措置を変更することができる。

(その他の事務処理)

第九条 この訓令に定めるもののほ 県規程の例による。 か、 労働委員会における公文書の管理について

公文書の

れ進

2 1

この訓令は、令和三年四月一日 から施行する。

第一条中「、公印並びに文書の編さん及び保存」を「及び公印」 群馬県労働委員会事務局処務規程の一部を次のとおり改正 する

第五条中「別表第一」を「別表」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。第八条から第十条までを削り、第十一条を第八条とする。

3

4 旧規程第十一条の規定により作成し、整備した保存文書目録(前項の文書に係る ものに限る。)は、この訓令の規定により作成し、 ているものは、当該延長された期間)が満了するまでの間、なお従前の例による。 いて、当該文書の保存期間については、当該文書の保存期間(保存期間が延長され ている文書は、この訓令の規定により保存されているものとみなす。この場合にお 規程(次項において「旧規程」という。)第八条の規定により労働委員会が保存し この訓令の施行の際現に前項の規定による改正前の群馬県労働委員会事務局処 整備された簿冊管理簿とみなす。

廃棄	十年	書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
廃棄	十年	七 調整事件に関する公文書
廃棄	十年	当労働行為事件に関するものを除く。) 六 労働組合の資格審査に関する公文書(不
移管	十年	書 労働委員会が主催する研修に関する公文
移管	十年	四 労働委員会の総会に関する公文書
廃棄	三十年	当労働行為事件に関するものに限る。) 三 労働組合の資格審査に関する公文書(不
廃棄	三十年	二 不当労働行為事件に関する公文書
移管	三十年	一 労働委員会事務処理要領に関する公文書
置保存期間満了時の措	保存期間	公文書の類型

公文書 - 公文 - 公文	- 存する必要があると認められるもの - 存する必要があると認められるもの	十六 七年保存する必要があると認められる	十五 第四項から第八項までに掲げる公文書	十四 第一項から第三項までに掲げる公文書 のほか、三十年保存する必要があると認め	十三 あっせん員候補者に関する公文書	十二 労働委員会の各種会議に関する公文書	十一 委員の記録等に関する公文書	十 事務局長の事務引継書	
	五年	七年	十年	三十年	二年	三年	三年	三年	丑
期間を四年とした公県規程において保存	外は定されて が満了したときの に類するものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあ	外になった。 が満するものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあ	外は 大型 が満了したとしたといる では類するものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあるものにあ	以外は 財間を 主のに 期間を を が が が が で が が で で あっ に な が を で で ある で に な を で で ある で に に に た に に に た に と に た に に た に と に た に と に た に と に た に と に た に と に た に た に と に た に と に た に と に た に と に た と に と に と に と に と と に と と と に と と と と に と と と と と と と と と と と と と	廃棄	廃棄	廃棄	移管	房

る公文書

年保存する必要があると認められ

年

外は魔薬 精置が移管であるものにあ が移管であるものにあ を主きの がはないであるものにあ がはないであるものにあるものにあ

保存する必要があると認められるもの一十年の十三項に掲げる公文書のほか、

Ŏ

年

年

られるもの書のほか、三年保存する必要があると認め書のほか、三年保存する必要があると認め

年

外は廃棄 のに類するものにあ っては移管、それ以 が満了したときの が満了したときの

外は が が で に 類間を で のに 類で で の に 類で で の う ち、 に と き の に に と き の に と き の に に と き の に に と も の に に と も の に と も の に と も の に と も の に と も の に と も の に と も の に と も の に と も の に の に も の に の に も の に の に も の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に る 。 に る 。 に 。 。 に 。

収 用委員会告示

)群馬県収用委員会告示第一号

群馬県収用委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

第一条 五号。

群馬県収用委員会公文書管理規程

馬県収用委員会会長 戸 所 仁

治

次条において「条例」という。)第十条第一項の規定に基づき、群馬県収用この告示は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十

めるものとする。 委員会(以下「委員会」という。)における公文書の管理について必要な事項を定

(用語の意義)

年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。 この告示において使用する用語は、条例及び繋 条例及び群馬県公文書管理規程 (令和

(室長の職責)

う。)は、委員会における公文書管理事務を総括する。 委員会の事務に従事する監理課用地対策室長(次項において「室長」と

留意し、その所掌する事務が適切かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。2 室長は、常に委員会における公文書の取扱状況を把握して、公文書の進行管理に (記号及び番号等)

第四条 施行する公文書には、 ばならない。 委員会名、 群収用委の文書記号又は番号を付さなけ

号を定め、公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなければならな2 告示及び訓令については、例規簿を備えて、暦年ごとに一連番号を付して例規番

第五条 告示、訓令、達、

例規程(昭和三十一年群馬県訓令甲第一号)の例による。

指令、

公告その他の公文書の文例

形式等は、

群馬県公文

(公文書の文例、形式等)

第六条 この告示に定めるも 書管理規程の例による。 ののほか、 委員会における公文書の管理 は、 群馬県 公文

2

1

を次のように改正する。 群馬県収用委員会運営規程(昭和五十八年群馬県収用委員会告示第一この告示は、令和三年四月一日から施行する。 号) の 部

第十五条を削り、 第十六条を第十五条とする。

内 水 面漁場管理委員会告示

|群馬県内水面漁場管理委員会告示第一号

群馬県内水面漁場管理委員会公文書管理規程を次のように定める。

和三年三月三十一日

馬県内水面漁場管理委員会会長

群馬県内水面漁場管理委員会公文書管理規程

第一条 面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)における公文書の管理について必要五号。次条において「条例」という。)第十条第一項の規定に基づき、群馬県内水 この告示は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十

> (用語の意義) な事項を定めるものとする。

第二条 この告示において使用する用語は、 (事務局長の責務) 年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。 条例及び群馬県公文書管理規程 **令**

2

委員会の事務局長 (以下「事務局長」という。) は、 委員会における公文書

第三条 管理事務を総括する。

ない。理に留意し、その所掌する事務が適切かつ円滑に処理されるよう努めなければなら理に留意し、その所掌する事務が適切かつ円滑に処理されるよう努めなければなら事務局長は、常に委員会における公文書の取扱状況を把握して、公文書の進行管

(文書主任及び文書事務担当者)

第四条 委員会に文書主任及び文書事務担当者を置

一 公文書の審査に関すること。2 文書主任は、委員会における次に掲げる事務を行うものとする。2 文書主任及び文書事務担当者は、事務局長が委員会書記のうちから指定する。

公文書の処理の促進及び改善に関すること

公文書の登録、整理、保管、保存及び廃棄に関すること。

文書ファイル基準表の作成に関すること。

五. 事務を除く。)に関すること。 前各号に掲げるもののほか、文書の取扱い (次項に規定する文書事務担当者

4 うほか、文書主任の事務を補助するものとする。 文書事務担当者は、委員会における文書の収受、 配布及び発送に関する事務を

(記号及び番号等)

第五条 施行する公文書には、 ばならない。 委員会名、 群内漁管の文書記号又は番号を付さなけ

号を定め、公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなければならな2 告示及び指示については、例規簿を備えて、暦年ごとに一連番号を付して例規番 V ;

(公文書の文例、形式等)

第六条 告示、 (昭和三十一年群馬県訓令甲第一号) 指示、達、 公告その他の公文書の文例、 の例による。 形式等は、 群 馬県公文例規

(補則)

第七条 この告示に定めるもののほ 書管理規程の例による。 か、 委員会における公文書の管理 は 群馬県 公文

2 1

松

元

平

吉

この告示は、令和三年四月一日 から施行する

告示第一号)の一部を次のように改正する。 群馬県内水面漁場管理委員会事務規程(平成十八年群馬県内 水面漁場管理委員会

を第十八条とする。 第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、 第十八条を第十七条とし、 第十九 (令達の方法)

企

群馬県企業局公文書管理規程をここに公布する。 令和三年三月三十一日

群馬県企業管理規程第五号

群馬県企業管理者 中 島 啓

介

群馬県企業局公文書管理規程

第一条 (用語の意義) 業局(以下「局」という。)における公文書の管理について必要な事項を定める五号。次条において「条例」という。)第十条第一項の規定に基づき、群馬県企 ものとする。 この規程は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十 2 1

(経営戦略課長の職責)

年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。 第二条 この規程において使用する用語は、条例及び群馬県公文書管理規程 (令和三

規程第二号。次項において「組織規程」という。)第二条第二項に規定する県庁を第三条 経営戦略課長は、県庁(群馬県企業局組織規程(昭和五十年群馬県企業管理 2 経営戦略課長は、公文書管理事務を適正かつ円滑に行うため、県庁等の文書の取 じ。) (次項において「県庁等」という。) における公文書管理事務を総括する。 いう。以下同じ。)及び地域機関(同条第三項に規定する地域機関をいう。 以下同

対し、 同じ。)及び所(組織規程第九条に規定する地域機関をいう。以下同じ。)の長に扱状況を随時調査し、必要に応じて課(組織規程第三条に規定する課をいう。以下 同じ。)及び所(組織規程第九条に規定する地域機関をいう。 指導を行うことができる。

(令達)

第四条 令達の種類は、次のとおりとする。

るものをいう。 公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条の規定に基づいて制定す企業管理規程(企業管理者(以下この条において「管理者」という。)が地方

公営企業訓令(管理者が所属の機関又は職員に指揮命令するものをいう。)公営企業告示(管理者が県内一般又は一部に公示するものをいう。) 公営企業達(管理者が特定の個人又は団体に対して発する命令をいう。公営企業指令(申請又は願に対する管理者の意思表示をいう。)

第五条 前条の規定による令達の公布及び公表は、 群馬県報に登載して行う。

(公文書の記号及び番号)

第六条 (別記様式)を備えて、暦年ごとに一連番号を付して例規番号を定めることと企業管理規程、公営企業告示及び公営企業訓令については、経営戦略課に例

号(別表に掲げる課又は所ごとの文書記号をいう。以下同じ。)及び登録番号を記 公営企業指令及び公営企業達については、当該課又は所において会計年度ごとに 連番号を付して登録番号を定めることとし、施行する公文書には、県名、文書記

施行する公文書には、県名及び例規番号を記入するものとする。

入するものとする。 通ちょう、照会その他の公文書(書式上文書記号を要しないものを除く。)には

(群馬県公文書管理規程の準用) 文書記号及び登録番号を記入するものとする。

第七条 この規程に定めるもののほか、 理規程の例による。 局における公文書の管理は、 群馬県公文書管

から施行する。

次のように改正する。 群馬県企業局処務規程(昭和三この規程は、令和三年四月一日 (昭和三十三年群馬県電気事業管理規程第六号) の

第一条中「、公文例式」を削る。

第三条から第七条までを削る。

第八条中「第二条及び第三条」を 「前条」に改め、 同条を第三条とする。

別表を削る。

別表 別記様式を削る。 (第六条関係)

水道課 松 水道課 発 受 発 経 経	課名
地	文書記号

地 域 機関

県東洋川本 原東第一本 東東川工総 東東北工業 東北工業 東北工業 東北工業 東北工業 東北工業 東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北	地域機関名	-
県東渋団高渡坂吾利管 一工工総発発発発総	文書記号	

水質検査センター県央第二水道事務所

水県 検二

別記様式(規格A4) (第6条関係)

例	
港	
簓	

							公布年月日 (発令年月日)
							番号
							件名
							発令番号 (発令先)
							主務課名

病院管

群馬県病院局公文書管理規程をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県 知 Ш 本

群馬県病院管理規程第五号 群馬県病院局公文書管理規程

号

「病院局」という。)における公文書の管理について必要な事項を定めるものとす五号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定に基づき、群馬県病院局(以下 この規程は、 群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。

「病院局組織規程」という。) 第三条第一項に規定する総務課をいう。総務課 群馬県病院局組織規程(平成十五年群馬県病院管理規程第二号。

病院局組織規程第四条第一項に規定する病院をいう。

公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、条例及び群馬県 院長 病院局組織規程第七条第一項に規定する院長をいう。

(総務課長の職責)

2 総務課長は、公文書管理事務を適正かつ円滑に行うため、病院局の文書の取扱状第三条 総務課長は、病院局における公文書管理事務を総括する。 況を随時調査し、必要に応じて院長に対し、指導を行うことができる。

(総務課長及び院長の職責)

第四条

ければならない。 書の進行管理に留意し、その所掌する事務が適正かつ円滑に処理されるよう努めな 総務課長及び院長は、常に当該所属における公文書の取扱状況を把握して、「条(総務課長及び院長は、当該所属における公文書管理事務を総括する。

(文書主任及び文書事務担当者)

第五条 総務課及び病院に文書主任及び文書事務担当者を置く。

2 文書主任は、総務課長及び院長が当該所属職員のうちから指定する。

4 文書主任は、当該所属における次に掲げる事務を行うものとする。 文書事務担当者は、総務課長及び院長が当該所属職員のうちから指定する。

公文書の審査に関すること。

公文書の処理の促進及び改善に関すること。

整理、保管、保存及び廃棄に関すること。

太

五. 事務を除く。)に関すること。 前各号に掲げるもののほか、文書の取扱い (次項に規定する文書事務担当者の

文書ファイル基準表の作成に関すること。

(職員の責務) 5 文書事務担当者は、当該所属における文書の収受、 配布及び発送に関する事務を

及び管理しなければならない。び院長並びに文書主任及び文書事務担当者の指示に従い、公文書を適正に作成し、次六条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則等並びに総務課長及

(令達)

第七条 令達の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 病院管理規程 う。)が地方公営企業法 づいて制定するもの 『企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条の規定に基΄病院事業の管理者の権限を行う知事(以下「管理者」とい

病院事業訓令 管理者が所属の機関又は職員に指揮命令するもの病院事業告示 管理者が県内一般又は一部に公示するもの

病院事業指令 申請又は願い出に対する管理者の意思表示

五四三 (令達の方法) 病院事業達 管理者が特定の個人又は団体に対して発する命令

第八条 前条の規定による令達の公布及び公表は、 う。 群馬県報に登載することにより

(記号及び番号等)

第九条 施行する公文書には、次に掲げるところにより県名、 ければならない。 記号又は番号を付さな

定する例規番号を付すること。 病院管理規程、病院事業告示及び病院事業訓令については、 県名及び次項に規

二 病院事業指令及び病院事業達については、県名、 記号をいう。以下同じ。)及び登録番号を付すること。 文書記号 (別表に掲げる文書

三 その他通知、照会、回答等の公文書(書式上文書記号を要し く。)については、文書記号及び登録番号を付すること。 ないものを

を備えて、暦年ごとに一連番号を付して例規番号を定め、公布又は発令の年月日、2 病院管理規程、病院事業告示及び病院事業訓令については、例規簿(別記様式) 件名その他の所要事項を記入しなければならない。 を備えて、暦年ごとに一連番号を付して例規番号を定め、

(公文書の取扱いの特例)

総務課長の承認を受けて、別に定めることができる。第十条 院長は、文書の取扱いに関し、この規程の定めるところにより難いとき

第十一条 この規程に定めるもののほか、 長が定める。 文書の取扱いに関し必要な事項は、

別記様式(規格A4) (第9条関係)

例 規 簿

公布年月日 (発令年月日)	番号	件名	発行番号 (発令先)	所属名

議会訓

群馬県議会訓令甲第一号

群馬県議会公文書管理規程を次のように定める。 和三年三月三十一日

群馬県議会議長

萩

原

渉

議会事務局

群馬県議会公文書管理規程

第一条 五号。以下「条例」という。) 第十条第一項の規定に基づき、群馬県議会(以下一条 この訓令は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十 「議会」という。)における公文書の管理について必要な事項を定めるものとす 2

(用語の意義)

(総務課長の職責)

年群馬県訓令甲第四号)で使用する用語の例による。 第二条 この訓令において使用する用語は、条例及び群馬県公文書管理規程 (令和三

2 第三条 総務課長 務課の長をいう。以下同じ。)は、議会における公文書管理事務を総括する。 会訓令甲第一号。 総務課長は、公文書管理事務を適正かつ円滑に行うため、 (群馬県議会事務局の組織等に関する規程 次条において「組織規程」という。)第三条第一項に規定する総(群馬県議会事務局の組織等に関する規程(昭和五十二年群馬県議 議会の文書の取扱状況

(課長の職責) を随時調査し、 必要に応じて指導を行うことができる。

第四条 「課長」という。)は、当該課における文書事務を総括する。1条 課(組織規程第三条第一項に規程する課をいう。以下同じ。 の長 (以 下

(文書主任及び文書事務担当者) 留意し、その所掌する事務が適正かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。 課長は、常に当該課における公文書の取扱状況を把握して、公文書の進行管理に

第五条 課に文書主任及び文書事務担当者を置く。

2 文書主任は、課長が所属職員のうちから指定する。

3 文書事務担当者は、課長が所属職員のうちから指定する。

文書主任は、当該課における次に掲げる事務を行うものとする。

公文書の審査に関すること。

公文書の処理の促進及び改善に関すること。

公文書の登録、整理、保管、保存及び廃棄に関すること

文書ファイル基準表の作成に関すること。

務を除く。 前各号に掲げるもののほか、 文書の取扱い (次項に規定する文書事務担当者

> うほか、文書主任の事務を補助するものとする。 文書事務担当者は、当該課における文書の収受、 配布及び発送に関する事務を行

(記号及び番号等)

第六条 施行する公文書には、 さなければならない。 次に掲げるところにより県議会名、 記号又は番号を付

規則、 告示及び訓令については、県議会名及び次項に規定する例規番号を付

ること。

指令については、県議会名、課名の首字及び登録番号を付すること。

の首字を付した課ごとの文書記号をいう。以下同じ。) を要しないものを除一 その他の通知、照会、回答等の公文書 (書式上文書記号 (「群議」の下に課名

く。)については、文書記号及び登録番号を付すること。

ればならない。いて例規番号を定め、公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなけいて例規番号を定め、公布又は発令の年月日、件名その他の所要事項を記入しなける。総務課は、規則、告示及び訓令に係る例規簿を備えて、暦年ごとに一連番号を用

(公印)

に規定するところにより公印を押印しなければならない。 第七条 施行文書には、群馬県議会公印規程(昭和三十八年群馬県議会訓令第一

号)

2 前項の規定にかかわらず、 る。 次に掲げるものは、 公印の押印を省略することが

群馬県報に登載する文書

課相互間で発する施行文書

三 その他課長が施行文書の性質、 内容等により公印の押印を要しないと認めたも

(保存期間等) 0

第八条 公文書は、総務課長が別に定める文書ファイル基準表により、 保管し、及び保存する。 適正に整理

2 課長は、公文書が文書ファイル基準表のとおり適正に管理されているかどうか 常に把握しておかなければならない。

3 完結文書の保存期間は、長期(三十年)、 十年、 七 车、 五年、 四年、 三年、二年

又は一年とする。

第九条 条例第五条第五項の保存期間が満了したときの措置は、別表及び群馬県公文 4 (保存期間が満了したときの措置) 規定の例により、文書ファイル基準表のファイル基準ごとに定めるものとする。 前項に規定する保存期間は、課長が、別表及び群馬県公文書管理規程別表第二の

日においてその措置を定め、簿冊管理簿へ記載しなければならない。書管理規程別表第二の規定の例によることとし、課長は、簿冊について、 簿冊作成

則

第十条 この訓令に定めるもののほか、 管理規程の例による。 議会における公文書の管理は、 群 馬県公文書

号

外

(第12号)

別表(第8条、第9条関係)

業務の区分	公文書の類型	保存期間	保存期間 満了時の 措 置
1 議員に関すること	(1) 議員台帳に関する公文書	3 0 年	移管
2	(2) 議員の表彰に関する公文書	3 0 年	移管
	(3) 所属党(会)派及び議会役員に関する公文書	3 0 年	移管
	(4) 公務災害補償及び共済会給付認定に関する公文書	30年	移管
	(5) 議員報酬等に関する公文書	5 年	廃棄
	(6) 議員共済会及び福利厚生に関する公文書	3 年	廃棄
	(7) 旅費に関する公文書	2 年	廃棄
2 本会議に関すること	(1) 議案書及び会議録に関する公文書	3 0 年	移管
	(2) 日程及び議席に関する公文書	10年	移管
	(3) 会議結果、選挙及び報告に関する公文書	5 年	移管
	(4) 発言通告、出席要求及び欠席届に関する公文書	3 年	廃棄
3 委員会等に関すること	(1) 議会運営委員会及び代表者会議に関する公文書	30年	移管
	(2) 記録、報告書及び委員等届出に関する 公文書(議会運営委員会及び代表者会議 に関する公文書を除く。)	10年	廃棄
	(3) 復命書及び担当書記に関する公文書	5 年	廃棄
	(4) 招集及び派遣承認に関する公文書	3 年	廃棄
	(5) 議会担当者に関する公文書	1 年	廃棄
4 請願及び陳情に 関すること	(1) 請願書及び陳情書の原本に関する公文 書	10年	移管
	(2) 請願文書表に関する公文書	5 年	移管
	(3) 受付に関する公文書	3 年	廃棄
5 議会広報に関す ること	(1) 議会広報に関する公文書	10年	移管
	(2) 提要、要覧、4か年の回顧及び議会史 に関する公文書	5 年	廃棄
	(3) 時報及び議会手帳に関する公文書	2 年	廃棄

6 自主調査 (議会資料等) 及び依頼調査に関する公文書		5 年	移管
7 図書室、資料室 及び議会会館に関 すること	(1) 図書及び資料の原簿及び廃棄に関する 公文書	3 0 年	移管
	(2) 図書及び資料の貸出及び閲覧並びに議会会館の使用に関する公文書	3 年	廃棄

群馬県議会訓令甲第二号

群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和三年三月三十一日

議会事務局

正する。 群馬県議会公印規程(昭和三十八年群馬県議会訓令第一号)の一部を次のように改 群馬県議会公印規程の一部を改正する訓令 群馬県議会議長 萩 原 渉

会事務局文書取扱い等に関する規程」を「群馬県議会公文書管理規程(令和三年群馬規程」を「群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)」に、「群馬県議第三条中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に、「群馬県文書管理 県議会訓令甲第一号)」に改める。

この訓令は、

令和三年四月一日から施行する。

57

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111